

平成30年 3 月 13 日（火曜日）

第 2 号

平成30年第1回
北海道議会定例会 予算特別委員会第3分科会会議録

第2号

平成30年3月13日（火曜日）

出席委員	交代委員
委員長	
村木 中 君	
副委員長	
川澄 宗之介 君	
安住 太伸 君	
久保秋 雄太 君	
清水 拓也 君	
佐野 弘美 君	宮川 潤 君
安藤 邦夫 君	
沖田 清志 君	
稲村 久男 君	
野原 薫 君	
田中 芳憲 君	
村田 憲俊 君	大崎 誠子 君
平出 陽子 君	
吉田 正人 君	
本間 勲 君	

出席説明員

水産林務部長	幡 宮 輝 雄 君
水産林務部次長	飯 田 孝 二 君
水産局長	山 口 修 司 君
林務局長	佐 藤 卓 也 君
森林環境局長	鈴 木 匡 君
水産基盤整備 担当局長	山 本 和 人 君
森林計画担当局長	本 間 俊 明 君

総務課長	黒 澤 政 之 君
企画調整担当課長	遠 藤 俊 充 君
水産経営課長	斉 藤 讓 二 君
水産支援担当課長	飯 田 哲 也 君
水産食品担当課長	生 田 泰 君
水産振興課長	佐 藤 伸 治 君
漁港漁村課長	苫米地 庄 吾 君
漁業管理課長	矢 本 諭 君
サケマス・内水面 担当課長	杉 西 紀 元 君
林業木材課長	岡 嶋 秀 典 君
林業振興担当課長	大 澤 英 二 君
森林計画課長	服 部 浩 治 君
森林整備課長	野 村 博 明 君
路網整備担当課長	久 米 芳 樹 君
治山課長	千 葉 和 夫 君
森林活用課長	須 田 一 君
道有林課長	寺 田 宏 君

農政部長	小野塚 修一 君
農政部 食の安全推進監	森 田 良 二 君
農政部次長 兼競馬事業室長	多 田 輝 美 君
食の安全推進局長	西 英 機 君
生産振興局長	宮 田 大 君
農業経営局長	渡 邊 颯 太 郎 君
農村振興局長	藤 田 二 君
農政部技監	足 立 一 郎 君
技術支援担当局長	横 田 喜 美 子 君
活性化支援担当局長	西 崎 高 君

【第3分科会 3月13日 第2号】

農政課長	水戸部 裕 君	技術管理担当課長	大崎 里志 君
政策調整担当課長	成田 裕幸 君	農村整備課長	芳賀 是則 君
食品政策課長	瀬川 辰徳 君		
6次産業化担当課長	野口 正浩 君	議会事務局職員出席者	
農産振興課長	桑名 真人 君	議事課主幹	本間 治 君
畜産振興課長	山口 和海 君	議事課主査	神澤 信宏 君
農業経営課長	橋本 真明 君	同	寅尾 昌史 君
農村設計課長	橋本 智史 君	同	田中 啓之 君
事業調整課長	須藤 正之 君	同	有馬 一幸 君

午前10時2分開議

○村木中委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔神澤主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

安住 太伸 委員
清水 拓也 委員

であります。

○村木中委員長 まず、本分科会における審査日程についてお諮りいたします。

本分科会の審査は、お手元に配付の審査日程及び質疑・質問通告のとおり取り進めることといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村木中委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

(上の審査日程は巻末に掲載する)

○村木中委員長 それでは、議案第1号、第5号ないし第10号及び第15号を一括議題といたします。

1. 水産林務部所管審査

○村木中委員長 これより水産林務部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

野原薫君。

○野原薫委員 おはようございます。

私は、林業に関しまして、大きく4点についてお伺いしたいと思います、その前に、お悔やみを申し上げたいと思います。

本日早朝とのことをごさいますけれども、我が会派の布川義治先生が急逝をされました。私も大変お世話になった大先輩をごさいますけれども、話を聞いても、まだ信じることができない、そんな状況をごさいます。

心から、安らかなる御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

それでは、質問を申し上げます。

林業大学の基本構想についてでございますけれども、基本構想では、2年間の教育課程の考え方やカリキュラムの柱、定員、就学要件、地域や産学官との連携協力など、林業大学の骨格となる事項が示され、今後、道において、運営体制や施設などの具体化に向けた検討が開始されます。

全国一の森林面積を有する本道の林業・木材産業の特徴を十分に踏まえ、検討を進める必要がありますので、以下伺ってまいります。

まず、教育課程についてでございますが、1年目に、基礎知識や基本的な技能の習得、2年目に、地域実習や長期企業研修などによる実践力の習得を行うこととしておりますけれども、その理由についてお尋ねをします。

○村木中委員長 林業振興担当課長大澤英二君。

○大澤林業振興担当課長 教育課程についてであります、道では、林業・木材産業の現場で即戦力となり、将来、企業等の中核を担うことができる人材を育成するため、2年間の修学期間で、必要な知識や技術を段階的に習得する教育課程が必要と考えているところであります。

このため、基本構想では、1年次に、林業・木材産業の全般的な知識や、森林の調査、間伐、植林といった基礎的な技術の習得を、2年次には、習得した知識や技術をさまざまな現場で応用し、身につけるための実践実習を行うこととしており、こうした段階的な教育により、求められる人材を効率的、効果的に育成してまいる考えでございます。

以上でございます。

○野原薫委員 次に、二つ目でございますが、就学要件についてお尋ねをします。

就学要件につきましては、高校卒業か同等以上の学力を有し、道内の林業事業体等に就業を希望する40歳以下の者ということになっておりますけれども、具体的にはどのような方の入学を想定しているのか、お尋ねをします。

○大澤林業振興担当課長 就学要件についてであります、道といたしましては、農業高校を初め、高校や大学などを卒業し、新たに就業する方はもとより、森林組合、木材関連企業で働き、改めて知識や技術の習得と研さんを目指す方、さらには、道内外で、林業・木材産業以外の業種で働いている方など、道内の関連企業等への就業意欲があり、将来、企業等の中核を担うことが期待される多くの方に林業大学で学んでいただくことを想定しております。

以上でございます。

○野原薫委員 次に、学年定員についてでございますけれども、学年定員につきましては、ほとんどの府県が1学年で10名から20名ということになっている中、40名程度としていることから、入学者の確保とともに、卒業生をしっかりと企業に送り出す体制も必要になると思いますが、道では、その点をどのように考えているのか、お尋ねをします。

○大澤林業振興担当課長 学年定員についてであります。道では、昨年行った調査の結果に基づく企業ニーズや林業就業者数の推移、伐採、植林など、今後の事業量などを勘案し、1学年の定員を40名程度とすることを基本構想で示したところであります。

道といたしましては、広く道内外から入学者を受け入れるため、林業大学校の教育内容はもとより、全道各地の魅力ある森林や、林業・木材産業の特色などの効果的な情報発信に努めるとともに、協定の締結や実践実習などを通じた企業とのマッチング、全道の12地域で設立されている、担い手確保に向けた協議会との連携などにより、卒業生の就業先の確保に取り組む考えでございます。

以上でございます。

○野原薫委員 次に、具体的な姿についてお尋ねをしますが、基本構想では、既存施設の有効活用や、全道各地の森林を活用した実習フィールドの確保、産学官との連携協力によるオール北海道での人材育成といった考え方が示されており、こうしたことを踏まえ、林業大学校の具体的な姿を早急に示すことが必要と考えますけれども、道の見解をお尋ねします。

○村木中委員長 林務局長佐藤卓也君。

○佐藤林務局長 林業大学校の具体的な姿についてであります。本道では、道内各地に植林をされているトドマツや、道東のカラマツ、道南の杉に加え、主に標高の高い地域に分布する天然林など、地域の特色ある森林を背景として、多様な林業・木材産業が展開されており、林業大学校で学ぶ学生が、全道各地の林業・木材産業の現場に対応できる実践力を習得することが必要と考えております。

このため、道といたしましては、基本構想の具体化に向けて、道有林はもとより、市町村などが所有する森林や既存施設の有効活用、試験研究機関、関連企業からの講師の受け入れ、さらには、学生生活への支援など、産学官のネットワークによる広域的な運営を基本として、林業大学校の姿を早急に示すことができるよう、検討を進めてまいる考えであります。

以上でございます。

○野原薫委員 次に、カリキュラムについてお尋ねをします。

一般教養から専門知識に至るまでの講義、そして、基礎から実践に至るまでの実習を実践的なものにするためには、しっかりとした内容のカリキュラムを編成することが重要であると思いません。

カリキュラムの編成にどのように取り組む考えなのか、お尋ねをします。

○大澤林業振興担当課長 カリキュラムについてであります。基本構想では、森林の調査、計画などのプランニング力、間伐などの森林づくりの実践力、森林や木材の活用力、業務を円滑に

進める行動力の四つのカリキュラムの柱を示したところであり、道といたしましては、引き続き、有識者からの御意見をいただきながら、基礎的な知識、技術の習得と実践的な実習の実施に向けまして、講義や実習の具体的な内容と、1年次、2年次に行うこととしているカリキュラムの体系や森林の活用、さらには講師の確保などについて検討を進め、カリキュラムの作成に取り組んでまいりる考えであります。

以上でございます。

○野原薫委員 次に、施設についてでありますけれども、そうしたカリキュラムを実施するために必要な校舎、そして実習フィールドなどの施設に求められる要件を詳細に検討し、基本構想の具体化を図る必要があると思っておりますが、道は、施設の持つ重要性をどのように認識されているのか、お尋ねをします。

○村木中委員長 林業木材課長岡嶋秀典君。

○岡嶋林業木材課長 校舎や実習フィールドなどの施設についてであります。道では、林業大学校の設立に向けて、川上から川下までの幅広い知識や技術の習得に加え、さまざまな現場で実践的な実習を行うためには、全道各地の森林の効果的、効率的な活用などが図られるよう、教育の拠点となる施設の検討を進めることが必要と考えております。

このため、道といたしましては、地域からいただいた御提案なども踏まえ、路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な人工林施業、広葉樹を主体とする天然林の育成、製材、合板などの木材の加工、利用を見据えた間伐など、カリキュラムの実施に適した森林の活用について検討を進めるとともに、講義や実習の拠点となる施設などにつきまして、有識者の御意見などもお聞きしながら、森林の所在、実習の利便性、地域や企業などの協力、さらには、既存施設の有効活用といった設置の要件をあわせて検討してまいりる考えであります。

以上でございます。

○野原薫委員 次に、地域要望等への対応についてでございます。

現在、10カ所を超える地域、そして市町村から、林業大学校に関するさまざまな要望や提案が出されている中で、こうした地域の声をしっかりと受けとめ、施設に求められる広域的な体制づくりを進めていく必要があると考えます。

道は、地域や市町村からの要望等を踏まえ、どのように対応していく考えなのか、お尋ねをいたします。

○佐藤林務局長 地域などからの要望についてであります。林業大学校の設立に関しましては、これまで、13の地域や市町村から要請をいただいております。また、実践的な技術習得のためのカリキュラムや、森林、施設の利用についての協力など、具体的な提案も寄せられているところであります。こうした地域などとのネットワークによる広域的な運営体制が必要と考えております。

道といたしましては、今後、要請をいただいた地域などに対し、基本構想に基づく人材育成の考え方について丁寧な説明を行うとともに、実習、講義に必要な森林や拠点となる施設のほか、関係機関が一体となった学生生活への支援などについて、具体的な御意見をいただきながら検討

を進め、地域との連携協力による運営体制の構築に取り組む考えであります。

以上でございます。

○野原薫委員 この項目の最後になりますけれども、今後の取り組みについてお尋ねをします。

今後は、そうした地域要望等や有識者の意見などを踏まえ、基本構想に示された運営体制、施設などの具体化を図っていくことになると思います。

目途としている平成32年度開校までの限られた時間の中にあっても、しっかりと取り組みを進めていく必要があると考えますが、どのように取り組みを進める考えなのか、今後のスケジュールもあわせてお尋ねをします。

○村木中委員長 水産林務部長幡宮輝雄君。

○幡宮水産林務部長 今後の取り組みについてでございますが、道では、基本構想案について、市町村や関係企業・団体、さらには道民の皆様からの御意見もいただき、今月中に基本構想を策定するとともに、引き続き、有識者会議や道議会における御議論を踏まえ、カリキュラムの体系、地域の森林や施設を活用した広域的な運営体制など、林業大学校の具体的な姿をお示しできるよう、早急に検討を進めてまいる考えでございます。

また、ホームページなどを活用し、検討状況の周知を図るほか、設立の要請があった地域などに対し、基本構想に基づく人材育成の考え方を丁寧に説明し、教育内容や運営体制についての御意見などをお聞きしながら、平成32年度を目途とした設立に向けて取り組んでまいる考えでございます。

以上であります。

○野原薫委員 今、部長からお話がありました。

全道の13カ所の地域が要望や提案をしているということでございます。全道的にも非常に関心が深い構想であると思います。

本来の目的、そして人材の確保、そういう面で要望が非常に多いこともございますけれども、本来の目的にしっかりと向かっていただけるよう取り組んでいただければと思うところでございます。

次に、大きい項目の二つ目でございます。

優良種苗の安定供給について伺います。

道内の森林資源は、近年、カラマツに加えまして、トドマツなどの人工林が利用期を迎えており、この人工林資源を有効に活用していくことが、林業・木材産業の成長産業化を図っていく上で重要であると思います。

道では、昨年3月に北海道森林づくり基本計画を改定し、森林づくりに伴い産出され、利用される木材の量を、平成48年度までに600万立方メートルにふやしていく計画を立て、植えて、育てて、切って、使って、また植えるといった森林資源の循環利用の確立を目指しています。

森林は、木材生産の機能や、水源涵養、山地災害防止など、多面的な機能を有しており、これらの機能を持続的に発揮させるためには、優良な種苗を安定的に供給し、伐採後の植林を着実に

実施できる体制をつくっていくことが必要と考えておりますので、以下伺ってまいります。

まず初めに、本道における新たな優良種苗として期待されているクリーンラーチについて伺います。

近年、需要が高まっていることから、道では、クリーンラーチを増産するため、民間事業者等の協力を得て、採種園の整備を進めていると承知しておりますけれども、将来にわたってクリーンラーチの種子を安定的に確保するため、道は、民間事業者などをどのように支援し、採種園の整備促進を図ろうと考えているのか、お尋ねをします。

○村木中委員長 森林整備課長野村博明君。

○野村森林整備課長 クリーンラーチの増産についてであります。クリーンラーチは、カラマツに比べて成長が速く、材の強度にすぐれるなどの優位性があることから、需要量が増加しており、道では、種子が不足している状況を踏まえ、昨年度改定した採種園整備方針に基づき、平成32年度までに、民間の採種園を主体として、全道で41ヘクタールのクリーンラーチ採種園を整備することとしております。

現在、民間採種園の整備には、苗木生産者や森林組合、林業事業体などの事業者が携わっておりますが、計画的に整備を進めるためには、こうした事業者の技術力の向上や、採種園造成の費用負担の軽減が必要であります。

このため、道といたしましては、試験研究機関と連携し、事業者に対しまして、種子を採取する母樹の育成や管理などに関する技術指導を行うとともに、国の事業を活用し、母樹の植栽や管理道の整備など、クリーンラーチ採種園の整備に支援してまいりたいと考えております。

○野原薫委員 次に、関連して、挿し木苗についてお尋ねをします。

採種園から種子が採取できるようになるまで、相当長い期間が必要なことから、道では、当面、挿し木による苗木生産を進めるとしておりますけれども、高まる需要に対応するためには、挿し木苗を増産できる体制づくりを検討する必要もあると考えます。道としてどのように取り組んでいく考えなのか、お尋ねをします。

○野村森林整備課長 クリーンラーチの挿し木苗についてであります。道では、クリーンラーチの今後の需要量の増加に対応するため、採種園が整備され、種子の安定的な供給が可能となるまで、挿し木苗の生産量の増加を図ることが必要と考えております。

このため、道といたしましては、挿し木苗の生産技術の向上に向けて、道総研林業試験場の協力のもと、「さし木増殖の手引き」を年度内を目途に改定し、苗木の生育に適した温度や湿度などを生産者に広く周知するとともに、効率的に苗木を生産するため、高い技術を持つ生産者から供給された生育初期の挿し木苗を育成し、出荷する仕組みを検討するなど、クリーンラーチの苗木を安定的に供給する取り組みを進めてまいります。

○野原薫委員 次に、コンテナ苗の利用拡大についてお尋ねをします。

新たな林業用苗木として注目されているコンテナ苗は、苗木生産の省力化や植林期間の延長などが期待できることから、コンテナ苗の利用拡大は、伐採後の着実な植林の推進に欠かせないも

のと考えます。

コンテナ苗の現在の出荷状況と利用拡大に向けた取り組みについてお尋ねをします。

○野村森林整備課長 コンテナ苗についてであります。コンテナ苗は、いわゆる土つきの苗であり、乾燥に強く、春や秋のうちの一時期に限られていた植栽時期が拡大できることなどから、出荷量は、平成24年度の1万1000本から、平成29年度には30万3000本と大幅に増加しております。

現在、本道におけるコンテナ苗の利用は国有林が主体となっており、今後一層の需要拡大を図るためには、苗木使用量の約9割を占める民有林におきまして、コンテナ苗の植栽を進めることが必要であります。

このため、道では、円滑な生産や流通に適した苗の規格などにつきまして、関係団体が参画する協議会において検討を進めてきたところであり、新年度から、カラマツやトドマツなど、主要な植栽樹種につきまして、コンテナ苗の植栽経費を、民有林の森林整備事業の支援対象とするとともに、パンフレットなどを活用した優位性の普及、PRを実施するなど、コンテナ苗の一層の需要拡大に取り組む考えであります。

○野原薫委員 今後の取り組みについてお尋ねをします。

利用期を迎えた道内の人工林資源の循環利用を進めていくためには、伐採後の植林を着実に実施し、森林の多面的な機能を維持するとともに、将来にわたって、良質な木材の生産、供給ができるようにしていく必要があります。

そのためには、優良な種苗を安定的に確保、供給できる体制づくりが急務で重要と考えますけれども、道は、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、お尋ねをします。

○佐藤林務局長 今後の取り組みについてであります。本道では、人工林を主体とした森林資源が充実し、今後、伐採量の増加が見込まれますことから、優良な種苗を安定的に供給し、伐採後の着実な植林を進め、木材が持続的に生産されるよう取り組むことが必要であります。

このため、道といたしましては、未来につなぐ森づくり推進事業を活用し、森林所有者の植栽費用の負担を軽減するとともに、成長が速く、下刈りなどの森林施業のコスト低減が期待され、材の強度にすぐれたクリーンラーチの苗木の増産や、植栽時期の拡大、苗木生産の省力化などが可能となるコンテナ苗の利用拡大、育成用ハウスの整備を進めるなど、森林資源の循環利用の確立に向けて、優良種苗の安定確保と供給体制の構築に努めてまいる考えであります。

以上でございます。

○野原薫委員 今お尋ねをしましたが、優良種苗の安定供給に努めるということでございます。

冒頭に申し上げました、植えて、育てて、切って、使って、また植えるという面で、クリーンラーチは、道の御努力もありまして、二酸化炭素を吸収、吸着するという、環境にも非常にすばらしい苗木であるとお伺いしておりますけれども、この目的に沿いまして、しっかりと取り組んでいただきたい、そのように思うところでございます。

次に、大きい項目の三つ目でございますが、新たな森林管理システムについて伺います。

森林は、木材生産のほか、土砂災害の防止や水源の涵養など、多様な機能を有しており、その効果は、都市、地方に限らず、広く恩恵をもたらしております。

道内の人工林資源の多くが利用期を迎え、この利用可能な森林資源の適切な管理と有効活用を図っていくため、森林資源の循環利用を確立し、林業・木材産業の成長産業化と森林の適切な管理を両立していくことが求められております。

こうした中、国では、平成30年度税制改正大綱において、都市、地方を通じて、国民一人一人が等しく負担し、森林整備などに必要な財源を確保する仕組みとして、森林環境税を36年度から導入すること、そして、導入に先立ちまして、31年度から、森林環境譲与税を創設し、市町村や都道府県に譲与することなどを盛り込みました。

この新たな税財源の活用方法の一つとして、所有者の経営意欲が低下した森林を適切に管理するための新たな制度がスタートすることから、何点か伺ってまいります。

まず最初に、新たなシステムの概要についてでございます。

最初に、国が平成31年度から導入を予定している新たな森林管理システムとはどのようなものなのか、制度の目的と概要についてお尋ねをします。

○村木中委員長 森林計画課長服部浩治君。

○服部森林計画課長 新たな森林管理システムについてであります。人工林を主体として、全国的にも森林資源が充実する一方で、間伐などが行われず、放置された森林などを適切に管理し、林業経営の一層の効率化を図るため、国では、森林経営管理法の制定に向けて検討を進めており、計画的な伐採や植林など、所有者の責務を明確化した上で、平成31年度から、市町村が森林の管理や林業経営を主体的に担う新たなシステムの導入を法案に位置づけているところです。

具体的には、市町村が、間伐など森林整備の意欲が低い所有者の意向などを把握し、所有者みずからが管理や経営を実施できない場合、意欲と能力のある林業経営体に森林整備を委託するとともに、自然条件が厳しく、経営が困難な森林については、平成31年度からあわせて措置される森林環境譲与税を活用し、市町村が管理を行う仕組みが示されています。

以上です。

○野原薫委員 次に、林業経営体についてお尋ねをしますが、新たな森林管理システムでは、市町村や、意欲と能力のある林業経営体を中心になって、森林資源の適切な管理を図っていくとしておりますが、意欲と能力とは具体的にどのようなものを指しているのか、また、林業経営体の育成に向けて、道はどのようにかかわっていくのか、お伺いをします。

○大澤林業振興担当課長 意欲と能力のある林業経営体についてであります。新たな森林管理システムにおきまして、国は、意欲と能力のある林業経営体の基準として、伐採後の確実な植林に取り組むこと、5年後の木材の生産量をおおむね2割以上増加することなどの考え方を示しており、道といたしましては、今後、林業事業体登録制度などを活用し、関係企業や団体の御意見を踏まえながら、他府県と比較して機械化が進展し、事業体ごとの伐採量が多いといった本道の

実情を反映した基準づくりを進めていく考えであります。

また、新たなシステムの運用に向け、国の新年度予算に盛り込まれた林業・木材産業成長産業化促進対策事業を積極的に活用し、路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な森林施業の導入や、伐採と植林を一体的に行う取り組みに支援するほか、引き続き、経営者セミナーや研修会を開催し、新たなシステムの普及を図るなど、意欲と能力のある林業経営体の育成に取り組む考えでございます。

以上でございます。

○野原薫委員 三つ目の項目の最後になりますが、新たなシステムへの対応についてでございます。

市町村は、平成31年度から、森林所有者に対して、みずから森林を経営、管理していくのか、それとも、市町村や林業経営体に委ねるのか、その意向の確認作業を行うなど、新たな森林管理システムの導入に向けて、新年度から着実に準備を進める必要があります。

しかし、一方で、林業の担当職員が少ないことなどから、対応に苦慮する市町村もあるのではないかと考えますが、新たなシステムが、各市町村に円滑に導入され、適切に運用されるよう、道は、どのような支援を実施していくお考えなのか、お尋ねをします。

○村木中委員長 森林計画担当局長本間俊明君。

○本間森林計画担当局長 道の支援についてであります。新たな森林管理システムの導入に当たっては、市町村は、森林整備の意欲が低い所有者に対し、個別に経営や管理の意向を調査、確認し、所有者の同意を得て、間伐、植林、木材の販売などを行うための計画の策定や、意欲と能力のある林業経営体への事業の委託など、新たな業務への対応が必要となります。

道といたしましては、効率的な調査の実施などに向けて、インターネットを活用し、森林情報を市町村と共有する森林クラウドシステムの充実を図るとともに、市町村や森林組合など関係機関が参画する作業チームを活用し、各種計画の策定や、林業経営体による森林整備などについて検討を進めるほか、新たなシステムの導入、運用が円滑に進められるよう、マニュアルの作成、研修会を開催するなど、市町村への支援に積極的に取り組む考えであります。

○野原薫委員 それでは、大きい項目の4番目として、全国育樹祭の本道開催についてお尋ねをいたします。

平成32年秋に本道で開催される第44回全国育樹祭について、昨年第3回定例会で、我が会派の同僚議員の質問に対し、豊かな森林を守り育てていくことの大切さや木育の推進などを踏まえた開催の理念、企業や道民との連携協力のあり方などを明らかにした基本方針を30年度に策定するとの知事答弁がありました。

策定作業が進められていると思いますので、順次伺ってまいります。

まず、開催理念についてでございます。

全国育樹祭は、育樹活動を通じて、継続して森を守り育てていくことの大切さを伝える行事です。

この育樹祭の開催目的に加え、北海道発祥の木育や豊かな森林など、本道の特色を踏まえた開催理念とすべきと考えますが、見解をお尋ねします。

○村木中委員長 森林活用課長須田一君。

○須田森林活用課長 全国育樹祭の開催理念についてであります。全国育樹祭は、天皇皇后両陛下がお手植えされた木の、皇族殿下によるお手入れなどを通じて、森を守り育てることの大切さを国民に伝える行事であります。

道では、森林や木材に触れ親しみ、豊かな心を育む木育の取り組みを推進しており、全国育樹祭の開催目的は、道が進める木育の理念にも合致することから、平成32年に本道で開催する全国育樹祭を、木育の取り組みを広く道内外に発信する機会とすることが重要と考えております。

このため、道といたしましては、育樹祭の基本方針の策定に当たり、木育の推進を開催理念に位置づけ、育樹祭の参加者に、本道の森林がもたらす恩恵や、木の持つ優しさ、ぬくもりを体感していただき、育樹活動や木と触れ合うイベントなどが継続的に実施されるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○野原薫委員 次に、連携協力体制についてであります。

開催機運を盛り上げるとともに、育樹祭を成功させるためには、行事の主催者である道はもとより、教育機関や経済界、報道機関など、全道を挙げて準備を進めていく必要があると考えますが、どのような連携協力体制のもとで開催準備を進めていく考えなのか、お尋ねをします。

○須田森林活用課長 連携協力体制についてであります。全国育樹祭の開催機運を盛り上げ、大会を成功させるためには、さまざまな業種や幅広い世代に、あらゆる機会を活用し、きめ細かな情報発信と、大会への参加、参画の呼びかけを行うことが必要であると考えているところでございます。

このため、道といたしましては、林業関係団体はもとより、経済、教育、報道など、多様な分野と連携し、北海道が一丸となって大会に臨むため、各界各層の関係者を構成員として、行事内容の検討と情報発信等を担う実行委員会を早期に立ち上げるなど、全国育樹祭の準備を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○野原薫委員 次に、木育の推進についてお尋ねをします。

全国育樹祭の本道開催を契機に、理念を同じくする木育の取り組みが道内外に広がるよう、また、北海道の森林や木製品を効果的にPRできるよう、行事内容を工夫する必要があると考えますが、見解をお尋ねします。

○須田森林活用課長 全国育樹祭を契機とした木育などの取り組みについてであります。道では、今後設置する実行委員会において、行事内容として、中心的行事である式典に、多くの参加者が森林づくりの大切さを体感できるプログラムを盛り込むこと、育樹行事において、道民が気軽に参加できる仕組みづくりを進めること、さらには、多くの参加者の目に触れる式典会場に道

産の木材や木製品を活用することなどについて検討してまいる考えです。

また、道といたしましては、開催前後の期間におきましても、関連行事として、学校、保育所等と連携した木育教室の開催や、木製遊具を展示、提供するイベントの実施を検討するなど、道民が森林や木に触れ親しむことができるさまざまな機会を設け、森の豊かさ、道産木材のよさをPRしていく考えでございます。

以上でございます。

○野原薫委員 次に、開催規模などについてお尋ねをします。

平成19年に苫小牧市で開催された全国植樹祭は、6月の好天の中、天皇皇后両陛下の御臨席のもと、約1万人が参加して行われたと記憶しております。

現在、全国育樹祭は秋に開催されており、本道では、雨や気温の低下が懸念されることから、開催場所の選定は慎重に行う必要があると考えます。

道では、どのような考え方に基づいて開催規模や場所などを決定しようとしているのか、お尋ねをします。

○村木中委員長 森林環境局長鈴木匡君。

○鈴木森林環境局長 開催規模や場所についてでございますが、皇族殿下をお迎えする全国育樹祭は、近年の開催県では、おおむね5000人の参加者が出席する大きな行事となっており、また、ことし開催予定の東京都や来年開催予定の沖縄県では、屋外で行うお手入れと分けて、式典を、天候に左右されない屋内で開催する計画であると聞いているところでございます。

道といたしましては、多くの方の参加をいただく大会にふさわしい開催規模を、他県の事例も参考としながら検討するとともに、天皇皇后両陛下が平成19年にお手植えされた木が苫小牧市にあること、また、安全な大会運営、多くの参加者の宿泊、移動の利便性、急な降雨や寒さなどの影響を受けにくい式典の実施といったことを踏まえ、開催場所について選定を進めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○野原薫委員 それでは最後に、今後の対応について伺います。

全国育樹祭を成功させるためには、しっかりとした開催理念のもとで、計画的に準備を進めていくことが重要です。

道は、開催に向けて、どのように準備を進めていく考えなのか、お尋ねをします。

○幡宮水産林務部長 今後の対応についてでございますが、皇族殿下によるお手入れなどを通じて、参加者に、継続して森林を守り育てることの大切さを伝える全国育樹祭は、北海道の森林の豊かさや、道が進める木育を道内外に広め、さらに、平成32年は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催年でもありますことから、あわせて、道産木材や木製品の利用について発信する絶好の機会になるものと考えております。

このため、道といたしましては、森林づくりの大切さを体感できる行事の実施等を通じて、木育の推進を盛り込んだ大会の理念を、式典会場での活用を初めとする効果的なPRなどにより、

道産の木材・木製品のよさを、全国からの参加者にしっかりと伝えることができるよう、新年度には、全国育樹祭の準備を担当する部署を設置するとともに、実行委員会を立ち上げ、企業や道民との連携のもと、オール北海道で、開催に向けて計画的に取り組んでまいる考えであります。

以上でございます。

○野原薫委員 本日、4点にわたってお尋ねをしました。

林業大学校の関係、それから、優良種苗の安定供給、新たな森林管理システム、全国育樹祭の開催ですが、いずれをとりましても、北海道林業の進展にとって不可欠で、非常に大事なものであります。

また、育樹祭は、全国的にも大変注目される行事でございますので、今後とも、しっかりとした計画を立て、その計画に沿った推進について御努力をいただければ非常にありがたい、そのことを希望して、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○村木中委員長 野原委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

稲村久男君。

○稲村久男委員 おはようございます。

私は、大きく2点にわたって、それぞれお聞きをしたいと思います。

まず、水産物の輸出状況とその対策ということでお聞きをしたいと思います。

道では、平成28年2月に、北海道食の輸出拡大戦略を策定いたしまして、輸出拡大に向けて鋭意取り組んでいると承知をしているところでありますが、中でも、食品輸出額の約8割を占める水産物、水産加工品の果たす役割は非常に大きいものと認識をしております。

国内市場が縮小する中、海外での和食ブームの広がりや北海道ブランドの浸透などによって高まる海外ニーズに対応することが、水産業の振興を図る上で非常に重要なことではないかと考えているわけであります。

しかし、昨年、一昨年と、本道の漁業生産は100万トンを下回り、重要な輸出品目でもあるホタテ、サケの水揚げの減少が輸出にも影響を与え、平成27年まで右肩上がり伸びてきた水産物輸出にブレーキがかかっている状況と聞いております。

そこで、水産物輸出の実績、さらには、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、以下伺ってまいりたいと思います。

まず、輸出の実績についてであります。近年の水産物、水産加工品の道内港からの輸出実績について、主な輸出品目と金額、輸出国をそれぞれお伺いいたします。

○村木中委員長 水産食品担当課長生田泰君。

○生田水産食品担当課長 水産物、水産加工品の輸出実績についてでございますが、財務省の貿易統計によりますと、道内港からの輸出額は、平成27年が全体で689億円、うち、ホタテが443億円、ナマコが127億円、サケ・マス類が61億円、平成28年が全体で586億円、うち、ホタテが387億円、ナマコが102億円、サケ・マス類が59億円、平成29年の速報値では、全体で536億円、う

【第3分科会 3月13日 第2号】

ち、ホタテが326億円、ナマコが114億円、サケ・マス類が47億円で、これら3魚種で全体の9割を占めているところであります。

国及び地域別では、中国が、ホタテを主体に全体輸出額の5割と最も多く、次に、ナマコが主体の香港、ホタテが主体のアメリカの順となっており、これら上位3カ国で全体の8割を占めているところでございます。

以上でございます。

○稲村久男委員 今答弁をいただきました。それから計算すると、ホタテは水産物・水産加工品輸出の約6割を占める最も重要な輸出品目ではありますが、平成28年、29年は輸出額が減少しているとのことでありまして、輸出拡大に向けては、ホタテの対策にしっかりと取り組む必要があると思っておりますが、今後、どのように取り組む考えなのか、お伺いをいたします。

○生田水産食品担当課長 ホタテの輸出についてでございますが、輸出の主要品目でありますホタテについては、平成26年の冬の低気圧被害等による全道的な生産量の減少などに伴い、輸出額も減少しており、早期の生産回復と安定化を図るとともに、輸出拡大に向けた環境づくりが重要と考えているところであります。

このため、道といたしましては、引き続き、波浪に強い漁場づくり、養殖技術の改良や指導など、安定的な供給体制づくりを進めますとともに、生産者団体と連携し、東南アジアなどにおいて、ホタテを初めとする道産水産物のプロモーションを行うほか、衛生管理型漁港の整備や、水産加工施設のHACCP認定取得の促進など、輸出拡大に向けた環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲村久男委員 北海道食の輸出拡大戦略の目標達成の鍵はホタテにあると考えております。今、HACCP認定取得の促進にも触れられました。この件については後ほど伺いますが、あらゆる機会を利用して、ホタテの輸出拡大に努力していただくよう指摘をしておきたいと思っております。

続いて、サケの輸出の取り組みについてお伺いをさせていただきます。

ホタテに次ぐ本道の主要魚種であるサケについては、昨年の水揚げが5万5000トンと、昭和53年以降、39年ぶりに6万トンを下回って、輸出も厳しい状況にあるとのことであります。

サケについては、加工向け原魚として輸出されることが多いと聞いておりますが、どのように取り組む考えなのか、お伺いをいたします。

○生田水産食品担当課長 アキサケの輸出についてでございますが、アキサケについては、ホタテに並ぶ本道の主要魚種ではありますが、近年の水揚げ減少などに伴い、輸出額も減少しているところであります。

このため、道といたしましては、試験研究機関や民間増殖団体と一体となり、健康な稚魚を育成し、沿岸環境に合わせて適期に放流するなど、資源回復に取り組んでいるほか、生産者団体と連携し、主に加工原料向けの中国に加え、東南アジアなどを対象に、さらに付加価値が高いフレ

ークや切り身、イクラなどの高次加工品の輸出促進にも取り組んでまいる考えであります。

以上でございます。

○**稲村久男委員** 続いて、鮮魚等の輸出の取り組みについてお伺いをします。

海外での日本食レストランの増加などによって、高鮮度な水産物の需要が高まっています。

韓国、中国などへ鮮魚や貝類が輸出されていると聞いておりますが、鮮魚や活貝の輸出については、鮮度を保った輸送方法、原産地証明などが必要と聞いております。

鮮魚や活貝の輸出拡大に向け、どのように取り組む考えなのか、お伺いをいたします。

○**生田水産食品担当課長** 鮮魚等の輸出についてでございますが、世界的な日本食ブームなどを背景に、海外では、刺身商材や活貝などの需要が高まっておりますが、鮮魚の輸送は、冷蔵コンテナなどの設備が必要なほか、中国や韓国への輸出に当たっては、魚種ごとの放射性物質検査とあわせ、行政機関が発行する原産地証明書の提出が必要となっており、輸出にコストと時間を要しているところであります。

このため、道といたしましては、鮮魚等の輸出拡大に向けて、引き続き、国を通じ、検査などの規制の撤廃を働きかけるとともに、生産者団体が行う販売促進活動に支援を行うほか、新年度から、道総研と連携し、活ホタテの新たな輸送技術の開発に取り組んでまいる考えであります。

以上でございます。

○**稲村久男委員** 続いて、東南アジア等に向けた輸出の取り組みについて伺ってまいります。

先ほど、水産物の輸出は、中国向けが約5割を占めていると伺いましたが、経済発展が著しい東南アジア等に対しても、水産物の輸出拡大に向けた取り組みが必要と考えます。

また、中国、韓国への輸出については、行政機関が発行する原産地証明書等が必要と伺いましたが、輸出手続が比較的簡易なシンガポールやタイなど東南アジアの国へ、高鮮度な商材、付加価値が高い水産物の輸出など、輸出国や輸出品目の拡大に向けた取り組みを進めるべきと考えますが、どのように取り組むのか、お伺いをいたします。

○**生田水産食品担当課長** 東南アジア等への輸出についてでございますが、東南アジアは、近年、経済発展が著しく、日本食レストランも増加していることから、輸出の拡大が期待できる地域と考えております。

このため、道といたしましては、平成28年度に行いました、シンガポールやタイ、香港などの市場調査の結果をもとに、今年度から、生産者団体と連携し、富裕層、日系人を対象に、飲食店へのイワシやアキサケ製品などのメニュー提案、食関連企業への道産水産物のプロモーションを行っており、引き続き、輸出国や品目の拡大に取り組んでまいる考えであります。

以上でございます。

○**稲村久男委員** 続いて、EU向け輸出の実績と取り組みについてお伺いをします。

さきの日EU・EPAの交渉妥結によって、本道の農林水産業に大きな影響を与えると懸念されておりますが、ホタテなど、魚種によってはプラスに働く可能性もあります。

ホタテのEU向け輸出については、これまで、水産加工施設のHACCP認定取得や生産海域

【第3分科会 3月13日 第2号】

のモニタリングなど、EUの衛生管理基準を満たし、道内からEU向けの輸出に取り組んできた
と承知しております。

これまでの取り組みをどう評価して、今後、EU向け輸出の拡大をどのように進めていく考
えなのか、お伺いをいたします。

○村木中委員長 水産局長山口修司君。

○山口水産局長 EUへの輸出についてであります。現在、EU向けホタテの生産海域につ
いては、オホーツク海と噴火湾の6海域が指定されており、水産加工施設のHACCP認定につ
きましては、道内で20の施設が取得したものの、輸出額は20億円から30億円程度にとどま
っております。

今後につきましては、昨年12月に交渉が妥結した日EU・EPAにおいて、ホタテの輸入関税
の8%が段階的に引き下げられ、輸出の拡大が期待されますことから、道では、関係機関と連
携し、HACCP認定取得の促進に向けた講習会の開催や、貝毒などのモニタリング調査を継続す
るとともに、新年度におきましては、EUにおける市場調査や消費者の嗜好などの把握のほか、
安全で高品質な道産ホタテのPRを行うなど、輸出の拡大に取り組んでまいりたいと考えて
おります。

以上であります。

○稲村久男委員 この件の質問としては最後になりますが、輸出拡大に向けた今後の取
り組みについてです。

これまで、ホタテ、サケ、鮮魚などを含め、輸出拡大に向けた取り組みについて、それぞ
れ伺ってまいりましたが、本年は、輸出戦略の最終年となるわけでありまして、

輸出拡大に向けて、今後、どのように取り組んでいくのか、部長の考えをお伺いいた
します。

○村木中委員長 水産林務部長幡宮輝雄君。

○幡宮水産林務部長 輸出に向けた今後の取り組みについてでございますが、人口減少
や魚離れなどにより、水産物の国内市場の縮小が懸念される中、海外の旺盛な成長力
を取り込み、輸出を図っていくことは重要と考えております。

このため、道では、主要品目であるホタテやサケの早期の生産回復と安定化にし
っかりと取り組むとともに、関係団体と連携し、経済成長が著しい東南アジアなど
において、ホタテ、アキサケに加え、鮮魚や、資源が増加傾向にあるイワシな
どの輸出促進に取り組むほか、ホタテの輸出先として有望なEU市場において、
市場調査や販売促進活動に着手するなど、今後とも、北海道のブランド力を生か
しながら、道産水産物の輸出拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲村久男委員 ただいま、部長から、輸出拡大に向けた考え方についてお答えを
いただきましたが、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、
世界から多くの方々から日本を訪れると予想されます。東京オリパラでの食
材供給は、海外の多くの方々から道産食材をアピールして、輸出拡大につな
げる絶好の機会であると私は考えます。

東京オリパラに向け、関係部と連携して、戦略的にPRを進めて、輸出拡大につ
なげていくべ

きということを指摘させていただきます。

次に、仮称であります北海道立林業大学校について、それぞれお伺いをしていきたいと思いません。

先ほど、野原委員からも質疑がありました。多少重複するところはあるかと思えますけれども、質問をさせていただきたいと思えます。

本道においては、カラマツやトドマツなどの人工林が利用期を迎えておりまして、適切な森林管理や林業生産活動など、林業・木材産業を担う人材の育成確保が喫緊の課題となっている中、道では、今年度から、企業、地域からのニーズ、そして有識者からの意見を聞きながら、林業大学校の設立に向けた検討を進めているものと承知しております。

先日の水産林務委員会において、林業大学校の基本構想案が報告され、専門的な知識、実践的な技術を2年間で習得することや、カリキュラムの四つの柱、校舎や実習フィールドなどの施設、さらには、地域との連携協力などが示されたものと承知をしております。

そこで、以下、数点伺ってまいります。

現在、道に対して、全道各地から、林業大学校の設立に向けた要請活動が行われていると承知をしておりますが、その内容についてお伺いをします。

○村木中委員長 林業振興担当課長大澤英二君。

○大澤林業振興担当課長 地域からの要望などについてであります。道では、林業大学校の設立に向けた取り組みを進める中で、これまでに、13の地域や市町村から施設誘致などの要請をいただいております。また、こうした地域などから、市町村が所有する森林の実習フィールドとしての活用や、実践実習を担う講師の派遣、講義などに使用可能な施設、さらには、住居の確保といった学生生活のサポートなど、連携や協力につながる御提案もあったところであります。

以上でございます。

○稲村久男委員 道は、先日報告されました基本構想に基づいて、カリキュラムや、校舎、実習フィールドを含む運営体制などについて、今後、検討していくものと認識をしております。

そこで、道では、地域や市町村からの要望、提案も踏まえて、透明性を確保しながら検討を進めるべきと考えますが、どのように取り組むのか、お伺いをいたします。

○村木中委員長 林務局長佐藤卓也君。

○佐藤林務局長 運営体制についてであります。林業大学校におきまして、川上から川下に至る総合的な知識や実践的な技術の習得により、現場で即戦力となり、企業の中核を担う人材を育成していくためには、全道各地の森林などを活用した広域的な運営体制を構築することが必要と考えております。

このため、道といたしましては、地域からの御提案などを踏まえ、カリキュラムの作成とあわせて、道有林はもとより、市町村が所有する森林などを対象として、伐採や植林といった実践教育の場となる森林を設定するとともに、こうした実践教育を効率的に行う拠点となる施設について、活用可能な施設の有無、実習の利便性などの観点から、設置の要件を早急に検討してまい

考えであります。

道といたしましては、ホームページなどにより、検討内容の周知に努めますほか、要請をいただいた地域などに対し、人材育成の考え方などを丁寧に説明し、御意見を伺いながら、林業大学の運営体制などの検討を進めてまいる考えであります。

以上でございます。

○稲村久男委員 質問としては最後になります。

今後の取り組みについてお伺いをさせていただきますが、本定例会における我が会派の代表質問に対して、知事は、平成32年度の設立をめどとした取り組みを進めると答弁されていますが、残された時間は少ないと私は考えております。

道は、今後、どのように取り組むのか、スケジュールも含めてお伺いをいたします。

○幡宮水産林務部長 今後の取り組みについてでございますが、道では、林業大学の設立に向けて、教育課程や学年の定員、地域との連携協力などを示した基本構想案を取りまとめたところでございます。

道といたしましては、今後、基本構想の具体化に向けて、引き続き、道議会における御議論や有識者からの御意見、さらには、地域からの御提案なども踏まえ、拠点となる施設や、実習フィールドとして活用する森林の設定、地域や産学官とのネットワークづくりに向けた協定の締結など、広域的な運営体制について検討を進め、平成32年度を目途とした開校に向けて、林業大学の具体的な姿をなるべく早くお示しすることができるよう取り組んでまいる考えでございます。

以上であります。

○稲村久男委員 これまで、13の地域から要請があったとのことですが、これらの地域の意見を伺いながら、今後の検討作業を進めていくことが非常に重要なことと私は考えております。

北海道の森林面積は広大で、地域ごとに、地形や樹種、林業・木材産業の特徴が異なります。

先ほど、部長から、平成32年度を目途とした開校に向けて、林業大学の具体的な姿をなるべく早く示すことができるよう取り組むとの答弁をいただきましたが、こうしたことを踏まえると、これまで要望や提案をいただいている地域などとの連携を強化して、各地域の特徴を生かした、林業王国・北海道にふさわしい林業大学の設立に向けて、具体的な姿を早急に示していただきますよう指摘申し上げ、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○村木中委員長 稲村委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

清水拓也君。

○清水拓也委員 おはようございます。

それでは、順次質問させていただきます。

最初に、日本海漁業振興基本方針についてであります。

道は、日本海地域の漁業振興を図るため、平成26年に日本海漁業振興基本方針を策定し、これまで、計画的かつ安定的な生産が期待できる養殖業を柱とした取り組みを進めてきましたが、こ

の方針が今年度末で終了することから、現在、基本方針の見直しを進めており、昨年第3回定例会以降、代表質問などで、我が会派の同僚議員から、改定に当たっての考え方などを伺ってきたところであります。

新年度からの新たな方針では、養殖業の一層の拡大や他の魚種との複合養殖、他の漁業との複合経営を進めるなど、新たな生産体制づくりを加速させるとのことですが、今後の日本海漁業振興の考え方などについて、以下伺ってまいります。

現在の方針が策定された後も、依然として、漁業生産量は減少傾向にあります。現在の日本海漁業を取り巻く情勢について、道の認識を伺います。

また、この方針に基づき、ホタテ養殖を初めとする、さまざまな取り組みが行われてまいりましたが、どのような成果や課題があったのか、あわせて伺います。

○村木中委員長 水産支援担当課長飯田哲也君。

○飯田水産支援担当課長 これまでの取り組みの成果などについてであります。日本海の漁業生産は、スケトウダラやホッケの資源減少に加え、スルメイカの来遊不振などにより、大きく減少しており、漁協組合員1人当たりの生産額は全道平均の半分にとどまるなど、厳しい環境が続いていると認識しております。

これまで、道では、養殖業を柱とした取り組みを推進し、漁港等を活用したウニ養殖では、春先や年末年始の端境期出荷により、高価格で販売され、また、外海でのホタテ養殖では、活貝の韓国向け輸出により、計画を上回る販売実績を上げたほか、アサリやムールガイの試験養殖では、西洋料理のシェフから品質により評価をいただくなど、一定の成果が得られたところであります。

しかし、新たな養殖業の取り組みには、設備投資が大きいことや、既存漁業との漁場の競合などの課題があり、生産が小規模にとどまっている状況にあります。

以上でございます。

○清水拓也委員 一定の成果が見られたとのことですが、日本海地域は、狭隘な漁場や冬期間のしけなど、養殖には厳しい環境にあり、こうした環境のもとで、今後、どのように規模を拡大し、生産の増大と安定を図っていく考えか、伺います。

○飯田水産支援担当課長 養殖の規模拡大についてであります。養殖に適した内湾が少ない日本海地域において養殖を進めていくためには、漁港などの静穏域や、養殖施設を設置し、適切に管理できる海域を確保することが必要であります。

このため、道では、漁港内の環境調査や改良を行い、養殖場としての活用を促進するほか、漁協や市町村などと連携し、関係漁業者との協議を積極的に進め、養殖漁場の確保を図ってまいりたいと考えております。

また、自然災害や市場価格の下落といったリスクを軽減するため、海域の特性に応じて、ホタテ、ウニの養殖を基本に、カキ、ホヤなどの複数魚種の養殖や、他の漁業と組み合わせた複合的経営を推進し、養殖の規模拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○清水拓也委員 養殖による生産は、計画的に安定した水揚げが期待できるものの、新たな取り組みにより、生産の拡大を図っていくためには、相当の時間を要します。

そのため、生産拡大を図りながら、付加価値対策もあわせて行っていく必要があると考えますが、道は、どのように認識し、どう取り組んでいく考えか、伺います。

○飯田水産支援担当課長 付加価値向上対策についてであります。日本海地域の多くの漁業者は、長年の漁獲不振により、厳しい経営状況に置かれており、また、養殖業を導入し、生産が安定するまでには一定の期間を要することから、所得向上につながる即効性のある対策をあわせて進めていく必要がございます。

道では、これまで、漁獲が増加しているブリの品質向上に向けた活締め技術の普及のほか、漁業者がみずから取り組む干しナマコの製造などを推進してきたところであり、今後とも、所得の向上に向けたブランド化や簡易加工への取り組みを支援するほか、流通加工業や観光業などとの連携による販路拡大など、付加価値向上対策を強化し、漁業経営の安定を図ってまいる考えでございます。

以上でございます。

○清水拓也委員 道では、新たな基本方針のもとで、日本海地域の漁業振興を一層図っていくこととしておりますが、日本海における取り組みの成果が他海域でも成功事例として生かされ、本道漁業全体の振興に結びつけられるよう、しっかりと取り組みを進める必要があります。

道は、今後の日本海漁業の振興に向け、どのように取り組む考えか、伺います。

○村木中委員長 水産林務部長幡宮輝雄君。

○幡宮水産林務部長 今後の日本海漁業の振興についてであります。道では、これまで、後志、檜山地区をモデルに、ホタテ、ウニの養殖やナマコの加工などの取り組みを推進しており、一定の成果が見られるなど、各地で新たな芽が育ちつつあり、今後、こうした取り組みを一層拡大し、新たな生産体制づくりを急ぐことが重要と考えております。

このため、現在、見直しを進めております基本方針に基づき、関係機関との連携のもと、漁業関係者の理解の醸成を図り、複数魚種の養殖や、他の漁業と組み合わせた複合的経営など、生産増大と経営の安定に向けた取り組みを支援してまいる考えでございます。

さらには、今ある資源を活用したブランド化や簡易加工、新たな販路の開拓など、付加価値向上対策を強化するとともに、試験研究機関と地域とのネットワークを強化し、増養殖技術の開発普及を図るなど、取り組みの成果を日本海全域に広げ、日本海漁業の再生にしっかりと取り組んでまいる考えであります。

以上です。

○清水拓也委員 次に、ナマコ資源の増大対策についてですが、ナマコは、近年、中国などへの輸出の進展により、価格が大幅に上昇していることから、浜では、栽培漁業対象種として、ナマコの資源増大に大きな期待を寄せており、漁業生産が低迷している日本海地域では、漁業者の経

営安定につながる重要な水産資源となっております。

日本海のみならず、本道の漁業振興を図っていく上で、ナマコの栽培漁業を早期に実用化し、全道各地に普及していく必要があると考えておりますので、以下伺います。

最初に、本道における近年のナマコの漁獲量、漁獲金額はどのようになっているか、伺います。

○村木中委員長 水産振興課長佐藤伸治君。

○佐藤水産振興課長 漁獲状況についてであります。本道のナマコの漁獲量は、中国向けの輸出の増加により、平成15年以降は2000トンを超えており、19年には2835トンになりましたが、最近では、27年が2323トン、28年が2143トンと減少しており、29年の速報値では2000トンを下回る見込みです。

また、漁獲金額については、平成15年に24億円であったものが、19年は84億円と増加し、27年は100億円、28年は74億円と変動しており、29年は80億円程度の見込みです。

以上であります。

○清水拓也委員 平成27年以降、漁獲量は減少傾向にあるということですが、一部の漁業者からは、漁獲量の減少に加え、漁獲のサイズも小さくなってきているという声も聞かれます。

こうした状況を踏まえ、しっかりと資源管理を進めていく必要があると考えますが、資源管理の取り組みの現状をお聞かせいただきます。

○村木中委員長 漁業管理課長矢本論君。

○矢本漁業管理課長 資源管理の取り組みについてであります。近年、漁獲量の増加による資源への影響が懸念されますことから、道では、小型ナマコの保護や操業日誌の記載などについて、漁業者への普及指導を行っており、また、各漁協では、操業禁止期間や禁止区域の設定に加え、漁獲サイズの制限や、漁獲量の上限を設定するなど、自主的な取り組みを進めているところであります。

さらに、道総研水産試験場や水産技術普及指導所などが連携して、平成26年に作成した資源管理ガイドラインを活用し、最新の生態的知見に基づく管理手法を普及するなど、地域の実情を踏まえた資源管理に取り組んでいるところでございます。

○清水拓也委員 道では、ナマコ資源の増大を図るため、種苗生産などの栽培技術の開発や、開発した技術を全道各地に普及させるための取り組みを進めてきましたが、これまでに開発した栽培技術とその普及状況について伺います。

○佐藤水産振興課長 栽培技術の開発などについてであります。道では、道総研などと連携し、種苗生産については、道総研が平成21年度に作成した、人工種苗の陸上育成マニュアルを活用し、採卵や稚仔の育成の方法などを広く普及しており、これまで、栽培漁業振興公社や漁協などの陸上施設で生産が行われているほか、荷さばき所などの水槽を活用した簡易な種苗生産も広がっており、全道の種苗放流数は、平成20年に、体長が5ミリメートル以上のものを主体として96万個であったものが、28年には、数ミリメートル程度の稚仔ナマコが大幅にふえたことから、

3927万個と拡大しています。

一方、放流技術については、生き残りのよい放流サイズや場所を明らかにするため、放流種苗の移動範囲などの追跡調査を実施するとともに、放流効果の把握に必要となる、親ナマコのDNAを用いた標識技術を開発したところであります。

以上であります。

○清水拓也委員 種苗放流数は増加しているとのことですが、普及の状況からは、まだまだ、完全な栽培技術として確立したという段階ではないと思いますが、ナマコを栽培する上での課題と、その課題解決に向けた取り組みをどのように進めているのか、伺います。

○佐藤水産振興課長 栽培技術の課題などについてであります。現在、全道各地でナマコの種苗生産が行われておりますが、より放流効果が高いとされる30ミリメートル以上の大型種苗の生産にはコストがかかること、また、それぞれの放流海域において、効果の把握の精度を高めるため、放流後のナマコの移動状況の解明などが課題となっております。

このため、道では、道総研などと連携し、漁港などの静穏域を活用して、10ミリメートル以下の種苗をかごに収容し、低コストで大型種苗を育成する技術開発を進めるとともに、DNA標識を用いた放流後の調査に加え、ナマコに発信器を取りつけて移動状況を追跡するなど、放流技術の開発に取り組んでいるところであります。

○清水拓也委員 本道の主要魚種の生産が減少するなど、漁業を取り巻く環境が厳しさを増す中、高級食材として魅力ある魚種であるナマコの資源増大に努め、漁業振興を図っていく必要があると考えます。

資源管理に加え、栽培漁業の技術開発など、取り組みを一層加速させる必要があると考えますが、道として、今後、どのように取り組んでいく考えか、伺います。

○村木中委員長 水産基盤整備担当局長山本和人君。

○山本水産基盤整備担当局長 今後の取り組みについてであります。本道では、近年、ナマコの水揚げが増加し、中国では、その品質が評価され、高値で取引されるなど、漁業者にとって重要な魚種となっておりますが、ここ数年は漁獲量が減少傾向にありますことから、道では、持続的な資源の利用に向けて、資源管理や栽培漁業の取り組みを強化する必要があると考えております。

このため、道総研や市町村、漁協などと連携し、今後とも、資源管理ガイドラインに基づく精度の高い管理手法とあわせて、最新のICT技術を活用した管理システムの普及を図るなど、資源管理を一層促進してまいる考えであります。

また、漁港などの静穏域において、大型種苗を低コストで生産する技術開発を行うとともに、DNA標識を用いた、放流海域における効果の確認とあわせて、種苗放流マニュアルの作成に着手するなど、実用的な栽培技術の早期確立と各地域への普及を図り、本道のナマコ資源の維持増大に取り組んでまいる考えであります。

以上でございます。

○清水拓也委員 次に、増加する資源の有効活用についてであります。道は、1月末に、平成29年の漁獲速報を公表いたしました。イワシの大幅な増加が見られるものの、主要魚種のサケやサンマ、スルメイカなどの減少で、生産量は2年連続で100万トン割れになる見込みとなっております。

このような状況を受け、道では、栽培漁業や資源管理などの取り組みを進めるとしておりますが、水揚げの減少の影響は、漁業だけではなく、水産加工業の原料不足など、他の産業にもあらわれており、増加傾向にあるイワシやブリなどの資源の有効活用を図っていく必要があると考えます。

特に、イワシに関しては、本道では、道東海域で、昭和51年以降に水揚げが急増し、62年には過去最高となる134万トンを記録して、その後、急激に減少し、平成5年に2万トン台にまで落ち込んでいますが、平成26年以降は再び増加傾向にあることから、近年のイワシの漁獲や資源の状況、有効活用などについて伺います。

初めに、太平洋におけるイワシの資源状況と今後の見通しはどのようになっているのか、道内における近年の水揚げ状況とあわせて伺います。

○矢本漁業管理課長 イワシの資源状況などについてであります。国の研究機関によりますと、太平洋のマイワシの資源量は、1000万トンを超えた昭和60年代をピークに、急激に減少し、平成14年以降は10万トン台と、極めて低い水準で推移しておりましたが、21年以降、増加傾向に転じ、28年には212万トンにまで回復し、今後、現状の資源水準の維持または増大が期待できるとされております。

近年の道内での水揚げは、道東を中心に、平成25年に2万2000トン、7億5000万円であったものが、29年には12万3000トン、47億円と、年々増加しているところでございます。

漁業別に見ますと、農林水産大臣が許可するまき網漁業が最も多く、平成25年に、20年ぶりに1万トンを超えて以降、増加し、29年には9万9000トン、金額では約35億円が水揚げされ、また、沿岸漁業では、道南の定置網のほかに、道東では、主に棒受け網による試験操業により漁獲され、29年には1万2000トン、金額では9億円を超える水揚げとなっております。

○清水拓也委員 道では、平成27年から、10トン未満の小型サンマ漁船へのサンマ来遊不振対策として、28年からは、ロシア水域サケ・マス漁船の代替漁業として、イワシなどを対象に試験操業を実施しており、漁業生産が減少する中では、これら沿岸漁業の一層の活用を図っていく必要があると考えます。

沿岸漁業による利用の拡大に当たっては、どのような課題があり、また、今後、どのように取り組んでいく考えか、伺います。

○矢本漁業管理課長 沿岸漁業による利用の拡大についてであります。道東海域におけるサンマの来遊不振や、ロシア水域におけるサケ・マス流し網漁業禁止の影響を受け、漁業者や水産加工業者などから、近年、増加傾向にあるイワシ資源の有効活用を求める声が高まっておりますことから、道では、平成27年以降、小型のサンマ漁船やサケ・マス漁船を対象に、棒受け網による

試験操業を実施してきたところでございます。

この結果、小型漁船により、高鮮度のイワシが水揚げされ、高い価格で取引されておりますが、さらなる資源の有効利用を図るためには、資源や漁場が競合する他の漁業との調整のほか、漁獲が集中した際の価格低下や、陸上での受け入れ体制などが課題となっております。

このため、道といたしましては、新年度において、漁業団体、水産加工団体、試験研究機関等で構成する有識者検討会を立ち上げ、試験操業の実施結果や地元の要望を踏まえ、漁場の効率的な利用や、採算性を重視した操業体制などを検討してまいりたいと考えております。

○清水拓也委員 主要魚種の水揚げが減少し、道南のイカ加工業者を初め、道内の加工業者は原料不足に苦慮しているという状況にあります。一方で、資源が増加している道東のイワシについては、一部が本州に水揚げされている状況にあります。

増加するイワシ資源を、道内の加工業者が原料として有効に活用できるようにする必要があると考えますが、今後、どのように取り組む考えか、伺います。

○村木中委員長 水産食品担当課長生田泰君。

○生田水産食品担当課長 イワシ資源の有効活用についてでございますが、北海道まき網漁業協会によりますと、道東海域において平成29年に漁獲されたイワシの約12万トンのうち、2万トンが、道内の加工処理能力の不足などから、八戸港などの道外に水揚げされている状況にあります。

一方、道内の水産加工業者は、サケやイカ、サンマなどの大幅な生産減少により、加工原料の調達に苦慮しておりますことから、道といたしましては、新年度、道内の加工業者に対し、原料確保の状況や原料転換の意向などを調査するとともに、有識者検討会における、資源の活用についての御意見などを踏まえ、イワシ資源の有効活用に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○清水拓也委員 加工用原料として、イワシのほか、ブリやサバなども含め、資源が増加傾向にある魚種を有効に活用していくためには、国内の消費拡大、輸出に向けた取り組みが必要になると考えます。

道は、今後、増加する資源の有効活用にどのように取り組んでいく考えか、伺います。

○村木中委員長 水産局長山口修司君。

○山口水産局長 今後の取り組みについてでございますが、本道の主要魚種の生産減少により、漁業はもとより、水産加工業などへ大きな影響が生じている中、資源が増加傾向にある魚種を有効に活用することが大変重要と考えております。

このため、道では、イワシなどを対象に、有識者による検討会において、資源と漁場の効率的な利用による操業体制や、加工業への原料供給体制などについて検討するとともに、資源が増加しているイワシやブリ、サバに関し、漁業団体等が行う加工製品開発のほか、国内や東南アジアなどでの販売促進活動に対して支援するなど、漁獲から加工、消費に至るまでの取り組みを総合的に進め、資源の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○清水拓也委員 次に、水産業・漁村振興推進計画についてですが、道は、さきの常任委員会で、平成30年度を始期とする第4期北海道水産業・漁村振興推進計画案について報告し、4月から、新たな計画のもとで、漁業生産の早期回復と安定化、漁業経営体の収益性向上と人材の確保などを重点として、取り組みを進めるとしてありますが、計画策定の考え方などについて、以下伺います。

主要魚種のスケトウダラやアキサケ、ホタテなど、漁業生産量が全般的に減少する中、生産目標をどのような考え方に基づいて設定しているのか、伺います。

○村木中委員長 企画調整担当課長遠藤俊充君。

○遠藤企画調整担当課長 漁業生産量の目標についてであります。近年、本道の漁業生産は減少傾向にあり、平成28年以降は、100万トンを下回る状況が続いていますが、過去10カ年の生産の動向や、低気圧により大きな被害を受けたホタテの生産が回復傾向にあることなどを踏まえまして、10年後の平成39年の趨勢は107万トンと見込んでおります。

このような中、道といたしましては、資源管理や栽培漁業の取り組みの強化、増加している資源の有効利用、担い手の育成確保などの施策を総合的かつ計画的に進めることにより、アキサケや昆布、ニシン、イワシなどの生産増加を見込み、次期計画案では、漁業生産の目標を126万トンとしているところでございます。

以上でございます。

○清水拓也委員 漁業生産が2年連続で100万トンを下回り、この早期回復と安定化は喫緊の課題であり、計画案でも、重点的に早期回復などに取り組むとのことですが、どのように取り組みを進めていく考えか、伺います。

○遠藤企画調整担当課長 漁業生産の回復と安定化に向けた取り組みについてであります。本道の主要魚種の漁獲が大きく減少する中、生産回復を図るため、道では、漁業団体、試験研究機関などと連携し、健康なアキサケ稚魚の育成や適期の放流、波浪に強いホタテ漁場の造成、省力機器の導入等による昆布生産の効率化などを一層推進してまいります。

また、TACなどによる適切な資源管理に努めるとともに、増加傾向にありますイワシ資源等の有効利用、さらには、日本海地域における養殖業の拡大や、二枚貝、魚類の新たな養殖技術の開発、改良を進めるなど、漁業生産の早期回復と安定化に向けて取り組んでまいる考えでございます。

以上でございます。

○清水拓也委員 計画案では、基本的な方針の第1の柱である、海洋環境の変化などに対応した漁業生産の早期回復と安定化に向け、栽培漁業の推進を施策として展開するとしてありますが、栽培漁業が果たす役割についての認識と取り組みの状況を伺います。

○佐藤水産振興課長 栽培漁業の役割などについてであります。本道の漁業生産は、アキサケやホタテ、昆布などの栽培漁業による生産量が5割以上を占め、近年、スケトウダラ、サンマ、

イカなどの資源が減少する中で、種苗放流や養殖により、安定した生産につながる栽培漁業が果たす役割は、今後ますます重要になると考えております。

これまで、道が整備した5カ所の栽培漁業センターにおいて、栽培公社が種苗生産を行い、海域の特性に応じて、日本海のヒラメやニシン、太平洋のマツカワの大量種苗放流などを行うとともに、根室の湖沼性ニシンや道南のクロソイなどの地域独自の放流事業を推進してきたところであります。

こうした取り組みにより、近年、日本海のヒラメの漁獲量は、放流前の600トンから800トンに増加するとともに、積丹半島以北のニシンは、1500トンから2000トンの高い水準にあるほか、幻の魚と言われていた太平洋のマツカワも120トン程度にまで漁獲が回復するなどの成果があらわれています。

以上です。

○清水拓也委員 栽培漁業に関するさまざまな取り組みが行われており、一部には成果も見られるところですが、栽培漁業の推進に当たって、どのような課題があると考えているのか、伺います。

○佐藤水産振興課長 栽培漁業の課題についてであります。現在、栽培公社が行うヒラメやマツカワの種苗生産などは、栽培漁業基金の51億4000万円の運用益と、受益者である漁業者の負担金、道の助成などで賄われております。

しかし、低金利が長く続いていることに加えて、生産増に伴う価格の低下や漁業経営の悪化のほか、栽培漁業センターの老朽化に伴う維持費が増大しており、必要な財源の確保とあわせて、コストの削減により、事業を安定的に運営していく必要があります。

また、ナマコやアサリなど、新たな魚種の栽培技術の開発に期待が高まっており、これらのニーズへの対応も求められているところです。

以上でございます。

○清水拓也委員 本道の主要魚種であるアキサケや昆布、ホタテガイなどは、依然として減産が続いており、これら栽培漁業対象種の生産回復などを急ぐ必要があると考えます。

栽培漁業における課題を踏まえ、本道の栽培漁業を今後どのように推進していく考えか、伺います。

○山本水産基盤整備担当局長 今後の栽培漁業の推進についてであります。道では、本道の漁業生産が大きく減少する中で、既に、漁業団体などが自立して増養殖に取り組んでおりますアキサケやホタテ、昆布の生産回復はもとより、ヒラメやマツカワなどの安定した種苗生産、放流のほか、ナマコや二枚貝などの新たな魚種の導入を積極的に進めることが必要と考えております。

このため、新年度から、道の体制を強化し、道総研や漁業団体との連携のもと、放流効果を維持しながら、稚魚の放流数、サイズの見直しによる事業コストの削減や、老朽化した施設の計画的な改修を進めるとともに、新たな養殖技術の開発に取り組むなど、栽培漁業の一層の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○清水拓也委員 資源管理や栽培漁業などの取り組みにより、漁業生産をふやしていくことももちろん重要ですが、あわせて、道産水産物の消費拡大や付加価値の向上、さらには輸出促進を図っていく必要があると考えます。

今後、道産水産物の消費拡大などにどのように取り組むのか、伺います。

○山口水産局長 道産水産物の消費拡大などについてであります。多様化する消費者ニーズや、国内外における水産物の需要に対応するため、道産水産物の安全、安心の確保はもとより、付加価値の向上や消費拡大に向けた取り組みなどが求められております。

このため、道では、屋根つき岸壁など、衛生管理型漁港の整備や、水産加工施設のHACCP認定取得の促進など、衛生管理の高度化に取り組むとともに、東南アジア、EUなどをターゲットに、輸出先国の開拓や品目の多様化を図るなど、輸出拡大に向けた環境づくりを進めてまいります。

また、多様な消費者ニーズに対応するため、加工品開発や知名度の向上によるブランド化などの付加価値向上の取り組みを促進するとともに、調理方法や量販店でのPRなど、生産から流通、消費に至る関係者が連携した魚食普及に取り組むなど、道産水産物の消費拡大を図ってまいります。

以上であります。

○清水拓也委員 道では、新たな第4期計画のもとで、本道の水産業、漁村の振興を一層図っていくこととしておりますが、それぞれの海域における取り組みの成功事例を他の海域にも生かしていくなど、本道漁業全体の振興につなげていく必要があります。

道は、今後の水産業、漁村の振興に向け、どのように取り組む考えか、最後に伺います。

○幡宮水産林務部長 本道の水産業、漁村の振興についてでございますが、近年の海洋環境の変化などによる漁業生産の減少、生産体制の脆弱化やグローバル化の進展など、取り巻く情勢の変化に的確に対応し、本道漁業が、将来にわたり、魅力ある産業として発展できるよう、道では、第4期水産業・漁村振興推進計画の策定を進めているところでございます。

今後、新たな計画に基づき、資源管理や栽培漁業の推進により、漁業生産の早期回復と安定化を図るとともに、漁業経営体の収益性の向上と人材の育成確保、道産水産物の安定供給と消費拡大を重点に取り組みを進めるほか、日本海地域において養殖業の拡大を推進するなど、道内各地の先進的な事例を全道に広げ、浜の活性化に努め、次世代を担う若者が意欲を持って従事できるよう、本道の水産業、漁村の振興に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○清水拓也委員 終わります。

○村木中委員長 清水委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後1時2分開議

○川澄宗之介副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

水産林務部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

安住太伸さん。

○安住太伸委員 それでは、通告に従い、仮称・北海道立林業大学校について伺ってまいります。

先月の冒頭、同校の基本構想案が示され、平成29年度中の構想決定に向けた議論がいよいよ佳境に入ってまいりました。

そこで、改めて、私からも、その案に記載の内容はおおむね是とした上で、さらに充実したものとなるよう、必ずしもそこに明記されていない項目に絞って、以下伺ってまいります。

初めに、設立の意義にかかわって、何点か伺います。

開校まで、残すところ、あと2年余りです。既に13もの自治体、地域から、ぜひとも、我がまち、我が地域にとの熱いラブコールが寄せられており、多くの関係者がその成り行きを固唾をのんで見守っている状況と拝察します。

あえて道が設立する道立の林業大学校である以上、他の都府県にはない本道固有の森林や林業等の特性を踏まえた学校であるべきことは言うまでもありません。

その意味で、まさに特徴となっている多様な林相や幅広い川下の産業群を生かした競争力ある林業・木材産業の確立に資する人材の育成を目指すには、構想案にあるとおり、それら個々の地域特性に即した道内各地での実習が不可欠と私も考えます。

既に名乗りを上げている自治体、地域の皆様には、可能な限り地域ごとの特性に応じた効果的な学習のために、ぜひとも、何らかの形で御協力いただけるものになればいいなどの思いを強く持っているところです。

一方、同時に、この学校はそもそも一体誰のためにつくられるのかということ、いま一度立ちどまり、構想案の「案」が取れる前にきちんと考えておくことも忘れてはならないと私は思います。所見をお伺いいたします。

○川澄宗之介副委員長 林務局長佐藤卓也さん。

○佐藤林務局長 林業大学校設立の意義についてであります。本道では、林業・木材産業を担う人材の育成が喫緊の課題となっており、企業や地域のニーズなどを踏まえることはもとより、何よりも、道内での就業を希望する方が、就業前に専門的な知識や実践的な技術などを習得し、夢と希望を持って働くことができる教育環境を整備することが必要であります。

このため、道といたしましては、森林づくりを支え、地域の活性化にも貢献していくため、地域や産学官との連携協力のもと、林業・木材産業の即戦力となり、将来、企業等の中核を担う人材を育成し、豊かで多様な森林を有する本道にふさわしい林業大学校の設立に向けて、検討を進めているところであります。

以上でございます。

○安住太伸委員 何よりも、道内での就業を希望する方のことを考えているとのお答えでした。

忘れてはならないのは、我々が今つくろうとしているのは、そこに学ぶ多くの若者たちの未来をひょっとすると大きく左右することになるかもしれない学校だということでもあります。

学校に、企業や地域の未来を開く人材を育てるという役割が期待されることは言うまでもありませんが、一義的には、何よりも、学ぶ若者自身にとって、この大学で学ぶことで、自分の夢や可能性、将来のチャンスを大きく広げることができる場でなければならないのではないかと強く感じるところです。

この点で、構想案では、卒業後のキャリアに関し、既存事業体の中でのキャリアプランしか描かれておりません。

しかし、それは、あくまでも、事業体、経営サイドが望むキャリアイメージにすぎないのであって、若者自身が思い描く自由な未来像とは必ずしも重ならないのではないのでしょうか。

少子化の影響で、国公立大学でさえ、経営が成り立たなくなる可能性が指摘される時代です。若者自身が、夢と、思い描く生き方を具現化するためのカリキュラムや実習の場が具体的に用意されていないければ、そもそも、人を集めることなどはかなわないと思います。所見をお伺いいたします。

○川澄宗之介副委員長 林業振興担当課長大澤英二さん。

○大澤林業振興担当課長 育成する人材とカリキュラムについてであります。道では、基本構想案におきまして、森林の調査、計画などのプランニング力や、間伐など森林づくりの実践力などとともに、コミュニケーションや合意形成などに関する能力の向上を図り、業務を円滑に進める行動力をカリキュラムの柱としてお示したところであり、林業・木材産業の全般的な知識の習得はもとより、全道各地の林業・木材産業の現場における実習など、実践的な経験を積み重ね、地域の林業・木材産業を支え、地域づくりにも貢献できる人材を育成するカリキュラムなどの作成に向けて、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○安住太伸委員 具体的な中身はこれからということなののでしょうか、検討を進めるとの趣旨のお答えでした。

残念ながら、林業に従事する若者の定着率が低いことが、このたびの大学設立につながる話のそもそもの起点の一つになっています。

しかしながら、今の若者が、皆、怠惰で、こらえ性がなく、目先のことに流され、すぐに会社をやめてしまうのかというと、決してそんなことはありません。

もう一方の大きな問題として、若者に夢を持たせて、とどめることができなくなってしまった業界や学校、道を含めた行政、地域の側にも課題はあるのではと感じています。

実は、林業関係者や林業に関係の深い地域の方々に、それとなく、道が、今、道立の林業大学の設立を具体的に検討している旨の話をした折、異口同音に返ってきた言葉は、大丈夫なの

か、人は本当に集まるのかといったものでした。

さらに、ある方からは、今ある林業系の道立学校を卒業した若者でさえ、その多くは業界に入っていない、そこを改革しないで、口を開けば少子化だからとか、二言目にはお金がないからなどとやってきた道が、今さら大学なんてつくって何をするのかという声でした。

いずれも、大変な人手不足の中、働き手は喉から手が出るほど欲しい方々ばかりです。しかし、これが、その方々の実態に即した認識で、一面、偽らざる声なのです。

一方、昨年の8月から11月にかけて、洞爺湖町と白老町で開催された、都合10日間、1日当たり5ないし6時間の講義と実習で構成する、合計で60時間近くに及ぶ小規模林業の実践講習には、定員の15名を大きく上回る人が集まり、大盛況のうちに終了しました。そこに集まった方のほとんどが20代から30代の若者、青年だったと聞いています。

何をやったのか。環境共生型、小規模自立型の林業経営を実践し、成功させるためのかなめとなるエッセンスと技術をその講座では提供したのです。

自分自身の努力と才覚次第で、多角化経営が実践でき、環境保全に一役買い、地域貢献もできる、そんな林業の新たな可能性を強く実感させる講座に、たくさんの若者が、夢を描き、夢を求めて集まりました。

高い能力を誇る労働者としてだけではなく、誰よりも、何よりも、当事者となる若者自身が、自分の将来と地域の未来に夢を描ける学校であるべきと考えます。

その意味では、自立可能で、若者が自分でも手が届くと実感できる、経営として成り立つ小規模林業の実践力の獲得は、設立する大学校が若者を引きつける核の一つに十分なり得ると思えますし、その一つにすべきとも考えます。所見をお伺いいたします。

○大澤林業振興担当課長 小規模林業の実践力などについてであります。本道では、人工林などを主体とした森林資源の充実を背景として、路網の整備と高性能林業機械の導入による集約的な森林施業が進められておりますが、人材育成に向けた検討に当たりましては、こうした森林づくりとともに、森林所有者のニーズなどを踏まえながら、今後、広葉樹資源の活用なども見据え、小規模林業も含めた、さまざまな経営規模や形態に対応し、実践できる能力の習得を図ることが必要と考えております。

また、マーケティングや労務管理など、林業経営に関するカリキュラムについても検討を進め、即戦力となり、将来、企業経営を担うなど、就業を希望する方が意欲を持って学ぶことができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安住太伸委員 さて、このたびの大学校が、もし仮に、申し上げてきたような意義をしっかりと根に据えた学校として設立されるとするならば、同様の意味において備えられなければならない機能の一つが、学生の皆さんの卒業後の進路に関するフォローアップだと考えます。

それはすなわち、そうしたフォローを通じ、学校が、常に、未来の学生と各就業先等の期待に応えることができるよう、教育課程の不断の見直しへのフィードバックを行うことを意味してお

り、無論、学生の甘やかしなどではありません。

そこで学ぶ若者にとってよりよい学校であり続けることを根幹に据えた、果ては地方創生に貢献する機関であり続けるための、実は学校自身のための不可欠な取り組みにほかならないと考えます。所見をお伺いいたします。

また、名は体をあらわすと言いますが、せっかく多くの関係者の皆さんが愛と情熱を持って新たにつくり上げる学校の名称が北海道立林業大学校では、ちょっと寂し過ぎます。奇をてらうのではなく、理念にふさわしく、多くの若者がその響きに憧れて、入りたいと思われ焦られるような名称であってほしいと強く願います。あわせて伺います。

○大澤林業振興担当課長 卒業後のフォローアップなどについてであります。道といたしましては、林業大学校におきまして、卒業生が全道各地の企業等で活躍し、将来、林業生産活動を通じて地域の活性化にも貢献できる人材を育成することが必要と考えており、今後、就業の促進と定着に向けて、企業などとの連携協力による実践的な実習を行うカリキュラムの作成や、マッチングを進める枠組み、さらには、就業状況の把握とカリキュラムへの反映などについて、検討を進める考えであります。

また、基本構想に基づき、カリキュラムの体系、地域の森林や施設を活用した広域的な運営体制などの検討とあわせ、広く道内外で親しまれる林業大学校の名称について検討してまいる考えでございます。

以上でございます。

○安住太伸委員 次に、道や国が掲げる主要な施策との整合性にかかわり、何点か伺います。

一つは、昨今の林業ないし木材産業に求められている役割を的確に捉え、それらを、単に知識としてではなく、実践可能なレベルで身につけることができるよう、カリキュラム等に配慮がなされているかです。

道では、今後、SDGsを踏まえた新たな戦略や計画の策定に取り組むことになりました。それは、世界的な潮流にのっとったもので、今後の世界や未来を考える上で避けては通れない、本質的かつ極めて大きな流れだと考えます。

そうした流れのもと、まさに今、これから設置されようとしている学校で、産業や地域の持続可能性を高めるための環境調和型の林業・木材産業という視点は外せないはずです。

しかしながら、予定されているカリキュラム等を見る限り、そうした役割に対する認識の強さや視点が余り感じられません。

もし、環境への負荷を極小化し、なりわいとしての持続可能性も高めるという視点を強く意識したカリキュラムを組むとすれば、例えば、巨額な投資が必要な最新鋭の大型機械がなくても成り立つ施業方式についても、一つの意義深い可能性として習得することが必要になるのではないのでしょうか。

また、そのためには、当然のことながら、適切な規模と施工方法での、林内に網の目のように張りめぐらされた路網、作業道の敷設技術の習得が必要不可欠ということにもなってきます。

同様に、植林コストを抑え、即座には解消が困難と思われる人手不足にも一つの答えを見出し得る、天然更新の技術を身につけることも欠かせないものと考えます。

そして、前述のとおり、そうした林業にこそ、多くの若者が可能性を感じ、魅力を強く感じ取っているという事実を忘れてはなりません。所見をお伺いいたします。

○川澄宗之介副委員長 林業木材課長岡嶋秀典さん。

○岡嶋林業木材課長 環境に配慮した森林づくりなどについてであります。道では、森林資源の適切な維持管理や、環境に配慮した伐採、植林、木材の流通加工などに関する知識、技術を身につけ、多様な森林施業に取り組むことができる人材の育成が必要と考えております。

このため、道といたしましては、今後、有識者からの御意見などを伺いながら、カラマツ、トドマツなどの人工林はもとより、広葉樹を主体とした天然林の調査や、伐採後の更新などの施業技術、路網の計画と作設、木材の加工や販売過程など、川上から川下までの幅広い知識、技術の習得に向けたカリキュラムの作成に取り組んでまいる考えであります。

以上でございます。

○安住太伸委員 国、道を問わず、地方創生が喫緊の課題です。この点で、基本構想案では、地域づくりへの貢献力といった言葉が何度も登場しますが、それを具体的にどう養うかという点では、カリキュラムはおろか、地域貢献力なるもののイメージすら、明確には表現されていないように見受けられます。

広く全国に呼びかけ、意欲と夢を持った若者を、激しい競争に打ち勝って数多く集めようとしているやさき、これでは先が思いやられる気がいたします。

例えば、森林が持つ健康回復機能を理解、把握した上で、いわゆる森林浴に、症状に応じた運動、木を使った遊びや作業、他の療法を組み合わせることで、健康という価値の提供を図るといった取り組みを通じ、森林や山村に人を呼び、消費も拡大させ、地域おこしの実践につなげたり、教育が抱える今日的な課題に即し、心の健康を取り戻すことができ、さらに、創造性の発揮や人との協調性などの育みにも大きな効果が確認されている森の学校の開設により、そうした悩みを抱えるお子さんや若い親子を、ひょっとすると山村にたくさん迎え入れることができるかもしれません。

そのような取り組みの周辺には、無論、それを支え担うための人が集まり、それらが相まって、地域貢献、地方創生へと結びついていくのです。

そうした視点や、それらの取り組みを具現化するために必要な実践力を身につけることが可能だと感じられるカリキュラムが盛り込まれて、初めて、若者を引きつけるに足だけの説得力がある先進性を備えた構想、学校ということになるのではないのでしょうか。所見をお伺いいたします。

○岡嶋林業木材課長 地域づくりに貢献するカリキュラムなどについてであります。基本構想では、林業・木材産業の即戦力となり、将来、企業などの中核を担うことができる人材とともに、林業生産活動などを通じて地域づくりに貢献できる人材を育成することとしております。

道といたしましては、将来の明確な目標を持ち、その達成に向けて取り組む意識の醸成や、コミュニケーション、課題解決などの能力を習得し、林業・木材産業に関する知識や技術はもとより、森林セラピーなど、地域づくりに関連する取り組みへの積極的な参加、企画といった実践力を培うカリキュラムなどについて、検討を進めてまいる考えであります。

以上でございます。

○安住太伸委員 国では、森林環境税の導入が決まり、今、その制度の概要設計が進んでいるものと承知しております。

林野庁の沖長官によれば、新税は、林業就業者数や森林率等に応じ、当面は譲与税として自治体に配分されることになるとのことです。

また、その使途については、市町村が考える、主に採算ベースに乗らない森林の整備に振り向ける事業を中心に、都市部などでの国産材の利用促進にも、一定程度、振り向けられる旨、伺っているところです。

まさしく、前述のような取り組みを通じた森林の整備、利活用、それに伴う林業就業者数の増加を国が強力に後押ししているのが現状と認識します。

とするならば、道としても、そうした動きを先んじて踏まえたカリキュラムの編成を企図すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

○大澤林業振興担当課長 森林環境税などを踏まえたカリキュラムについてであります。国では、平成31年度から、森林環境譲与税を導入し、間伐などの手入れがおこなわれている森林の整備、管理、地域材の利用促進など、市町村の取り組みに必要な財源を確保したところであります。

道といたしましては、今後、市町村が主体となった森林づくりを積極的に支援するため、税の活用方法などを市町村とともに検討することとしており、カリキュラムの作成に当たりましては、新たな税制度を活用した森林づくりの重要性や、地域の先進的な取り組み事例なども学ぶことができるよう、検討を進めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○安住太伸委員 次に、カリキュラムの4本柱の一つに位置づけられている森林・木材の活用力について伺います。

構想案には、林業・木材産業全体の関連に対する理解を大前提に、森林と木材のよさや利活用について、幅広い知識と実践力を身につけ、さまざまな場面で、その魅力や価値を伝える技術まで身につけることを目標とする旨、記載があります。

これは、造林、製材、利用といった、川上から川下までのさまざまなつくり方と使い方を身につけた上で、さらに、新たな活用方法や、それに伴うサービスを生み出す力まで育むことにほかなりません。言うならば、このことは、林業における6次産業化力の獲得ではないでしょうか。

この点で、実は、全国レベルでも高い評価を受けている、極めてすぐれた林業6次産業化の実践例が道内には既に複数あると承知しています。

例えば、主に針葉樹の人工林活用の代表例である下川町であったり、広葉樹の天然林活用の代

表例である白老町の大西林業があつたりするわけです。

1次産業としての造林、2次産業としての、まきや木炭、木酢液等の製造、3次産業としての、それら加工品、林産物の販売に加え、林業・木材産業の体験や学習サービスの提供を、一つの地域なり企業で、いずれも完結、実践しているケースです。

下川町が初のジャパンSDGsアワード大賞を受賞したのは記憶に新しいところですが、大西林業が、6次産業化で言うところの稼げる林業の道内における筆頭格として、雑誌「現代農業」等で紹介されていることは注目に値する点だと思います。

活用力に関しては、ほかにも、例えば、建築、家具、クラフトなどへの材や技術の橋渡し等、それら産業におけるニーズや課題を踏まえた木材の利活用にかかわるコーディネート力、総合的な木育の実践力などを念頭に置かれていると思います。

それらは、当然、外せない主要なテーマの一つだとは思いますが、道としては、ぜひ、前述のような取り組みを先進的 대표例の一つとして積極的に活用することも検討すべきと考えます。所見をお伺いいたします。

○岡嶋林業木材課長 森林や木材の活用などについてであります。本道では、持続可能な地域社会の実現に向けて、下川町では、集合住宅の熱源として木質バイオマスを活用するシステムが導入されているほか、白老町などでは、ミズナラなどの広葉樹資源を活用し、まきや木炭の生産が行われるなど、地域の森林資源を有効に活用する取り組みが進められております。

道といたしましては、こうした先進的な取り組みなども踏まえ、地域の森林資源の循環利用を進め、木材を有効に活用し、林業・木材産業の振興と地域の活性化にも貢献できる人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安住太伸委員 次に、拠点施設の設置について伺います。

そもそも、拠点施設では何を学ぶことになるのか、お伺いいたします。

また、申し上げてきたような、学校設立の大前提となる、そこで学ぶ学生こそが主体という第一義的な意義からして、自分たちこそが、林業と木材産業の発展への寄与を通じた地方創生の原動力たらんというような高い志と実践力を兼ね備えた人材の育成を目指す大学校の拠点施設は、どういうものである必要があり、それをかなえる箇所がどこなのか、説得力のある客観的評価に基づく決定がなされなければならないものと考えます。所見をお伺いいたします。

○佐藤林務局長 拠点施設などについてであります。道では、林業大学校で学ぶ学生が、川上から川下に至る幅広い知識や技術を習得するためには、全道各地の森林を活用した広域的な運営体制を構築することが必要と考えております。

道といたしましては、引き続き、道議会における御議論や有識者からの御意見を踏まえ、意欲を持ち学ぶことができるカリキュラムの作成や、実践教育に協力する企業との連携とともに、道有林や市町村が所有する特色ある森林、教育の拠点となる施設について、その活用方法や設置要件などを検討してまいりたいと考えております。

また、検討内容の幅広い周知に努めながら、設立の要請をいただいている地域などに対し、人材育成の考え方などを丁寧に説明し、御意見を伺うなどいたしまして、林業大学の具体的な姿を明らかにしてまいる考えであります。

以上でございます。

○安住太伸委員 今後、具体的な姿を明らかにしていくとのことで、拠点施設での学習内容であるとか箇所に関しての具体的なお答えはいただけませんでした。

冒頭に申し上げたとおり、本道の特性を踏まえた北海道ならではの学校をつくり、根づかせるためには、さきのお答えのように、広く全道各地の皆様の御協力が絶対に欠かせません。そのためにも、決定過程と結果に関する透明性の確保には十分留意いただきたい。そうすべきであることを強く指摘しておきたいと思います。

最後に、構想案が掲げる自立性や社会性の習得にかかわり伺います。

この大学が、現場での課題即応・解決型の人材の育成を目指すと同時に、さらに、卒業後、現場で数年の実践経験を積み重ねることで、やがて提案型の業務遂行まで担える人材として活躍できるよう育成する旨、掲げているのは、時宜を得たことと思います。

問題は、それら能力の発揮に関して当然必要となる、例えば、課題把握の能力、情報解析の能力、コミュニケーション能力等々の習得も視野に入れなければ、掲げる能力の獲得なり、自立性や社会性の習得は果たせないのじゃないかという点です。

また、構想案では、既存施設の活用を原則的に掲げていますが、例えば、岐阜県のように、学生がみずから施設整備を手がけている事例もあります。カリキュラム上、必要不可欠となる施設はともかく、学生生活の充実や地域との交流の促進、さらに木育の推進に活用が可能な施設群は、学生たち自身の手で設計し、建て増していくという考え方も十分有効ではないのでしょうか。その際に用いる材料は、当然、道産材です。

地域の材を生かして、自分たち自身の学校をみずからの手で作上げていく、そうした取り組みの積み重ねによって、学校や地域への愛着が格段に高まり、卒業後も、折に触れ、帰ってきては、思い出の校舎を舞台に、後輩や地域の方々と触れ合い、交流もさらに深まっていくと思います。

これらは、教育関係者の間でアクティブラーニングといった言葉で語られ、昨今、推奨、推進されている学習法と完全に重なる考え方ではないかと思います。

とするならば、ぜひ、そうしたアクティブラーニングに関するさまざまな知見や実践例を参照、活用することも考慮いただきたいと思いますが、その点についてのお考えを伺いたしたいと思います。

また、本構想策定の起点、目下の課題、現場の願いに即応していくことは当然に必要ですが、同時に、学校をつくるという本質的な意義をいま一度捉え直すことを通じまして、この学校で学んだ卒業生たちが、人間として大きく成長を遂げ、やがて、林業・木材産業を通じた地方創生の伝道師として地域に根差し、幅広く活躍する人材として育ってくれることを、私も皆さんとともに

に願ってやみません。

以上申し上げてきたような視点を踏まえまして、最後に、このたびの新たな林業大学校をつくり上げていく上での部長の所見と決意をお伺いいたします。

○川澄宗之介副委員長 水産林務部長幡宮輝雄さん。

○幡宮水産林務部長 林業大学校についてでございますが、道では、林業大学校において、林業・木材産業の実践的な教育を行い、自立性や社会性をあわせ持つ人材を育成するため、コミュニケーション能力や、目標意識を持って自主的に行動する能力などを習得するカリキュラムが必要と考えております。

このため、道といたしましては、こういう考え方を踏まえ、アクティブラーニングなどの活用事例も参考としながら、カリキュラムの体系や教育内容などについて検討するとともに、産学官や地域との連携協力体制を築き、全道各地の森林や施設の活用についてもあわせて検討を進め、本道の林業・木材産業を担い、地域づくりを支える人材を育成する林業大学校の設立に向けて取り組んでまいり所存でございます。

以上です。

○安住太伸委員 強く御期待をしております。

終わります。

○川澄宗之介副委員長 安住委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

安藤邦夫さん。

○安藤邦夫委員 それでは、通告に従いまして、以下、伺わせていただきます。

まず、漁港の適正な管理等についてであります。

海洋性レクリエーションの進展に伴いまして、平成10年ころから、プレジャーボートの増加などにより、漁港を初め、港湾、河川などにおきまして、船舶等の無秩序な係留や放置など、いわゆる放置艇問題と称されるトラブルが全国的な問題になっており、現在、国を挙げて、その対策に取り組んでいると承知しているところでございます。

こうした中、道内の漁港においては、日本海地域を中心に、増養殖の取り組みが活発化しており、これら増養殖の取り組みを推進するには、漁港内の利用に支障がないよう、適正な管理が重要と考えます。

そこで、漁港の管理状況とその対応などについて、以下伺ってまいります。

現在、道では、平成26年12月に策定いたしました日本海漁業振興基本方針の改定作業を行っているところと承知しております。この方針に基づき、養殖等の推進に必要な予算を計上しており、今後ますます、漁港を活用した増養殖の取り組みが活発化していくものと期待しております。

そこでまず、現在、日本海地域を初め、全道の漁港では、どのような増養殖の取り組みが行われているのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 漁港漁村課長苫米地庄吾さん。

○苫米地漁港漁村課長 漁港を活用した増養殖の取り組みについてでございますが、道が昨年行っ

た調査によりますと、全道の244漁港のうち、4割に当たる103港で、延べ211件の増養殖の取り組みが行われております。

取り組みの内容としましては、ナマコのすみかとなるブロック等を漁港内に設置し、種苗を放流する取り組みが81件、養殖かごや生けすを設置し、ウニ、アワビ、ホッケなどに餌を与えて成長させて出荷する養殖が44件、そのほか、昆布の養殖やサケ稚魚の中間育成、ヤリイカやハタハタの産卵施設の設置が86件となっております。

以上でございます。

○安藤邦夫委員 ただいま、増養殖の状況に係る答弁がありました。そうした増養殖を初め、漁業者が安心して漁港を利用していくには、水域の秩序維持が特に必要不可欠と考えます。

そこで、法令等による行為の制限について伺います。

○苫米地漁港漁村課長 法令等による規制についてであります。漁港漁場整備法では、漁業生産活動に支障がないよう、港内の秩序維持や保全を目的として、漁港管理者が指定する区域におきましては、船舶等を放置または投棄することを禁止しているほか、漁船の航行や水揚げ等に支障がない範囲で、増養殖での利用などが認められております。

また、港内に船舶等を放置した者に対しては、管理者が移動を命令できるほか、所有者を確認できない場合には簡易代執行が可能となっております。

さらに、法律に基づき制定している北海道漁港管理条例では、漁港内の利用秩序の維持などのため、プレジャーボート等の無許可使用や遊泳等を禁止するほか、法律に基づき指定された区域以外につきましても、必要に応じ、船舶等の移動命令ができることとなっております。

以上でございます。

○安藤邦夫委員 法令等による規制の対象となる放置船は、増養殖など、漁港利用に支障を来すだけではなく、景観を損ねたり、燃料漏れによる海洋の汚染など、多くの問題が懸念されております。

私の地元・苫小牧市を初め、胆振管内においても放置船が散見されます。

道内の漁港における放置船の状況はどのようになっているのか、また、海底に沈んだ船などにより、漁業活動に支障を及ぼすような事例が発生していないのか、伺います。

○苫米地漁港漁村課長 放置船の現状についてであります。道の調査によりますと、平成28年度の、全道の244漁港における放置船は1134隻となっており、その大半が、漁港背後の用地に放置されたいそ船などの廃漁船であり、港内に沈んでいる船舶等もないことから、今のところ、漁船の航行や水揚げ、増養殖等の漁業生産活動に特段の支障は生じていないと聞いております。

以上でございます。

○安藤邦夫委員 放置船が1134隻ということです。

国におきましては、平成25年に、プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的な対策に関する推進計画を策定して、漁港などの放置船を10年間で解消するとしておりますが、道内の漁港における放置船の処理状況はどうなっているのか、お伺いたします。

○**苫米地漁港漁村課長** 放置船の処理状況についてであります。道内の漁港における放置船は、所有者による廃漁船の廃棄処分が進んだこと、また、漁業関係者で組織する漁港愛護会等による美化運動など、地域における環境意識の高まりや、道と市町村、漁協など関係機関が連携して行う巡回パトロールや啓発看板の設置などにより、平成24年度に1346隻であったものが、28年度には1134隻と、この4年間で212隻の減少となっておりますが、いまだ多くの放置船が残っている現状にあります。

以上でございます。

○**安藤邦夫委員** 放置船の中には、持ち主の死亡や所在不明なもの、また、経済的に撤去できずに放置されたままになっている廃船等も多くあると考えます。

道として、このような放置船について、今後、どのように対応していくのか、所見を伺います。

○**川澄宗之介副委員長** 水産基盤整備担当局長山本和人さん。

○**山本水産基盤整備担当局長** 放置船への対策についてであります。道では、所有者が判明している放置船につきましては、市町村や漁協と連携し、船の移動、リサイクル、廃棄処分に向けた指導を行っており、所有者が不明なものにつきましては、追跡調査により所有者の特定を行うほか、道と市町村、漁協等で構成する協議会を開催し、放置船の発生防止や撤去などに向けた対策を進めることとしております。

さらに、国に対し、引き続き、放置船の処理に関する支援制度の拡充強化を働きかけるなど、今後とも、国や他県、関係機関との情報共有を図り、放置船の解消に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**安藤邦夫委員** 漁港の管理状況について伺ってまいりましたが、漁村地域の発展には、秩序維持と、地域ニーズに応じた漁港利用を図っていくことが必要と考えます。

今後、道として、漁港管理を含めまして、魅力ある漁村づくりにどのように取り組んでいくのか、伺います。

○**川澄宗之介副委員長** 水産林務部長幡宮輝雄さん。

○**幡宮水産林務部長** 漁港を核とした漁村の活性化についてでございますが、漁港は、漁船の安全な係留や水産物の水揚げのみならず、漁村と都市との交流の場となるなど、地域の拠点として重要な役割を果たしておりますが、多くの漁村においては、人口減少や高齢化の進行に加え、漁業生産が落ち込むなど、地域の活力の低下が懸念されているところでございます。

その一方、都市の住民からは、新鮮な水産物や海との触れ合いなどのニーズも高まっているところであります。

このため、道といたしましては、市町村や漁協などと連携をして、漁港における放置船対策、プレジャーボートの秩序ある利用など、適正な管理に努めるとともに、地域が取り組むウニやナマコなどの増養殖の拡大による水揚げの増加、さらには、直売所の整備、体験漁業などの取り組

みにより、都市との交流を一層促進するなど、漁港を核とした魅力ある漁村づくりに取り組んでまいり考えてあります。

以上でございます。

○安藤邦夫委員 ただいま部長が力強く言われたように、漁港を核とした漁村の活性化に向けて、これからも御尽力していただければと思います。

それでは次に、災害に強い森林づくりについてであります。

本道におきましては、近年、台風等の影響によって、山地崩壊あるいは道路の損壊、風倒木などの災害が各地で頻繁に発生しております。

平成28年8月には、三つの台風が連続して上陸し、道内に大きな被害をもたらし、民有林におきましては、山地崩壊や林道の損壊、風倒木など、71億円もの甚大な被害が発生しております。

林業生産活動や、安全、安心な生活の確保、さらには、森林所有者の貴重な財産を守るという観点はもとより、森林が有する公益的機能を持続的に発揮させるため、早急に復旧させるとともに、被害を最小限にするための取り組みを計画的に進めることが重要と考えます。

そこで、以下伺います。

平成28年8月の台風等によりまして、民有林内の林地・治山施設については、108カ所、44億円の被害が発生しておりまして、道では、早期復旧に向けて取り組んでいるものと承知しております。

まず、現在の復旧の進捗状況について伺います。

○川澄宗之介副委員長 治山課長千葉和夫さん。

○千葉治山課長 林地・治山施設の復旧状況についてであります。道では、被害を受けた林地・治山施設の108カ所のうち、被災規模が大きく、住民生活に支障が生じるなど、緊急的な対策が必要な20カ所について、国の災害復旧事業を活用し、平成30年度までに復旧を完了する見込みであります。

また、災害復旧事業が適用されなかった88カ所につきましても、公共事業や道の単独事業を活用し、計画的な復旧に取り組んでいるところであります。

○安藤邦夫委員 それから、林道施設につきましては、422カ所、14億円の被害が発生しているとお聞きしております。

現在の復旧の進捗状況について伺います。

○川澄宗之介副委員長 路網整備担当課長久米芳樹さん。

○久米路網整備担当課長 林道施設の復旧状況についてであります。被災した林道施設の422カ所のうち、被災規模が大きな、市町村が管理する44カ所、道が管理する35カ所の計79カ所は、国の災害復旧事業を活用し、年度内に74カ所の復旧を完了することとしており、橋梁のかけかえなどが必要な残りの5カ所についても、平成30年度までに復旧が完了する見込みであります。

また、災害復旧事業が適用されなかった箇所につきましても、地方財政措置などの活用により、平成30年度までに全ての箇所の復旧を完了する見込みとなっております。

以上です。

○安藤邦夫委員 風倒木につきましては、3036ヘクタール、11億円の被害が発生しているということでありまして、現在の復旧の進捗状況もお伺いいたします。

○川澄宗之介副委員長 森林整備課長野村博明さん。

○野村森林整備課長 風倒木被害の復旧状況についてであります。風倒木が発生した森林につきましては、市町村や森林組合などが、森林整備事業などを活用して、平成31年度までに復旧することとしており、被害木の本数が占める割合が高く、被害木の搬出と植林が必要な森林の1420ヘクタールにつきましては、これまでに、875ヘクタールの搬出と、184ヘクタールの植林が実施されるとともに、被害木の割合が低い森林では、間伐により復旧が行われているところであります。

道といたしましては、引き続き、必要な予算の確保に努めながら、事業の進捗状況を把握し、市町村や森林組合などによる早期復旧を支援してまいりたいと考えております。

○安藤邦夫委員 風倒木の復旧状況の説明をしていただきました。

特に、風倒木の被害によりまして、長年にわたって育ててきた森林が大きな損害を受けたということで、森林づくりに対する所有者の意欲の低下が懸念されるところでございます。そういったことから、あらかじめ、風倒木被害のリスクを軽減する森林づくりを進める必要があると考えるわけでありまして、どのように取り組むのか、その点を伺わせていただきます。

○野村森林整備課長 被害のリスクを軽減する森林づくりについてであります。森林が風倒による被害を受けると、木材の価値が低下するほか、復旧に多くの費用と時間を要するなど、森林所有者が損害を受け、さらには、山地災害の防止などの公益的機能の発揮にも支障を来すことなどから、道では、風倒木被害を軽減する森林づくりを一層進めていくことが必要と考えております。

このため、道といたしましては、道総研林業試験場の協力を得て、植栽された樹木を強風などから守るため、風が発生しやすい地形や方向などを考慮し、伐採時に樹木を帯状に残すこと、幹が太く、根が発達した樹木の早期育成を目的として、植栽本数を減らし、計画的に間伐を実施することなどを進めてきており、今後、風倒木被害の軽減に有効な施業方法などをまとめたパンフレットを早急に作成し、各種会議、研修会や道のホームページなどを通じて、市町村、森林組合、森林所有者などへの普及に取り組むと考えております。

○安藤邦夫委員 ただいま御答弁がありました。パンフレットを作成するなどして、関係者の方々への普及に取り組んでいかれるということでございますので、ぜひ、早急をお願いをしたいと思います。

それでは次に、流木対策についてお聞きいたします。

林野庁は、近年の流木を伴う土砂災害を踏まえまして、流木対策が必要な地区について緊急点検を行って、その点検結果について、流木災害防止緊急治山対策プロジェクトとして取りまとめ、全国で約1200地区で対策を進める、このように公表しましたが、本道の点検結果はど

うなっているのか、伺います。

○千葉治山課長 流木災害防止に向けた点検結果についてであります。九州北部豪雨災害の発生などを踏まえ、国が昨年12月に取りまとめた流木災害防止緊急治山対策プロジェクトに関し、道は、民有林の約2万カ所の山地災害危険地区について、溪流の氾濫などによる土砂災害の発生の有無、地形や地質、森林の生育状況、住宅や公共建築物等の保全施設などを調査、点検し、流木の発生により、住民生活への大きな影響が懸念される道内の54地区について、緊急的、重点的に対策を進めることとしたところであります。

以上であります。

○安藤邦夫委員 ただいまの御答弁では、緊急的な流木対策が必要な地区は、本道において54地区ということでございますけれども、緊急点検の結果を踏まえまして、道は、流木対策が必要な地区の整備をどのように進めていこうとしているのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 林務局長佐藤卓也さん。

○佐藤林務局長 流木対策が必要な地区の整備についてであります。道では、このプロジェクトを計画的に推進するため、国の今年度の補正予算などを活用し、緊急的な流木対策が必要な54地区について、平成32年の完了を目途に、流木を捕捉するスリット式の治山ダムの設置とともに、溪流沿いの樹木の伐採や、土砂崩壊を防止する治山施設の整備など、流木の発生を抑制する対策に取り組む考えであります。

また、砂防事業を所管する建設部や北海道森林管理局との連携を強化し、事業計画などの情報の共有に努めるとともに、国有林を含め、河川流域が一体となり、治山事業、砂防事業を実施するなど、効率的な流木対策を進めてまいる考えであります。

以上でございます。

○安藤邦夫委員 流木対策に係る整備について御答弁をいただきました。

最後になりますが、国土保全など、森林が有する公益的機能の高度発揮や、森林資源の循環利用を推進していくために、災害への対応は重要な課題であると考えます。

そこで、災害に強い森林づくりに向けまして、今後、道はどのように取り組むのか、部長の御決意も含めてお聞きをして、私の質問とさせていただきます。

○幡宮水産林務部長 災害に強い森林づくりについてであります。本道では、一昨年たび重なる台風の上陸などに伴い、治山・林道施設の損壊や風倒木被害、さらには流木被害などが発生しており、地域の安全、安心な暮らしの確保や、林業・木材産業の振興を図るためには、被害の早期復旧はもとより、被害の抑制や軽減に向けて取り組むことが必要であります。

このため、道としては、予算の確保に努めながら、崩壊のおそれがある森林をあらかじめ把握し、流木被害などの未然防止のための治山事業を重点的に実施するとともに、治山・林道施設の老朽化などに対応するため、適切な維持管理や補修などを計画的に進めるほか、風倒木被害の軽減に向けた森林づくりを普及するなど、災害に強い森林づくりに取り組んでまいる考えでございます。

以上であります。

○安藤邦夫委員 終わります。ありがとうございました。

○川澄宗之介副委員長 安藤委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

佐野弘美さん。

○佐野弘美委員 初めに、林業大学校についてです。

これまで、各会派の先生方からも御質問がありましたが、私からも伺ってまいりたいと思います。

本道の基幹産業の一翼を担う林業、林産業における担い手育成は大変重要であり、これまでも求めてきたところであります。

道は、現在、道立林業大学校の開校に向けて準備中であると承知しています。

そこで、林業への新規参入の状況がどうなっているのか、業界等からのニーズをどう捉えているのか、まず伺います。

○川澄宗之介副委員長 林業振興担当課長大澤英二さん。

○大澤林業振興担当課長 新規参入者の状況などについてであります。道が2年ごとに実施しております林業労働実態調査では、林業への新規参入者数は、平成19年度の274人から、平成25年度には145人にまで減少しましたが、平成27年度は185人と増加に転じたところであります。

また、昨年7月に道が実施しました、素材生産や造林、種苗生産、木材加工など、全道の1184の企業や事業体を対象としたアンケート調査では、回答があった522の企業等のうち、現場や工場ですぐ戦力となる人材を雇用したいとの回答が80%となっており、多くの企業が、即戦力となる人材の確保を求めている状況にあります。

以上でございます。

○佐野弘美委員 多くの企業が即戦力を求めているとのことのお答えでありました。

広い本道においては、森林、林業の地域的な特徴があり、幅広い知識と現場経験が必要であると考えます。

講義とフィールド実習に、それぞれどのような役割があり、それを達成するために、どう考え、林業大学校で養成する人材像をどのように考えているのでしょうか、お答えください。

○大澤林業振興担当課長 講義と実習の役割などについてであります。本道では、地域の特色ある森林資源を活用し、多様な林業・木材産業が展開されており、道では、こうしたさまざまな現場で活躍できる人材を育成するため、林業大学校におきまして、川上から川下に至る全般的な知識を習得する講義と、全道各地の森林などのフィールドを活用し、伐採や木材の生産など、実践力を身につける実習を行うことが必要と考えております。

道といたしましては、こうした考え方を基本として、今後、有識者からの御意見をいただきながら、講義や実習の内容、活用する森林などについて検討を行い、林業・木材産業の現場で即戦力となり、将来、企業等の中核を担うことができる人材を育成するカリキュラムの作成などに取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○佐野弘美委員 さまざまな現場で活躍できて、将来の林業・木材産業を支える人を育てる役割があるということと承知しました。

教育課程は、こうした役割に対応していく必要があると考えますが、カリキュラムをどう構成し、講師陣についてはどのように確保していくのが重要と考えます。

基本構想案には、地域との連携協力体制を構築することが盛り込まれていますが、現場を担う森林組合や企業とともに、林産試験場、道総研など研究機関の協力を得ることも必要と考えるところです。

道は、教育課程について、どのように対応していこうとお考えでしょうか、伺います。

○大澤林業振興担当課長 教育課程についてであります。道では、林業大学校で学ぶ方が、必要な知識や技術を身につけ、全道各地の現場で応用する力を発揮できるよう、人材育成の検討を進めることとしております。

道といたしましては、今後、こうした人材を育成するための教育課程の策定に向けて、企業等の関係者が参画する有識者会議を活用し、試験研究機関や大学、林業事業体などとの連携協力を図りながら、伐採、木材の加工などの幅広い知識、技術、実践力を習得するためのカリキュラムの作成や、講師の確保などについて検討を進める考えでございます。

以上でございます。

○佐野弘美委員 ぜひ、その目的が達成されるよう御検討を進めていただきたいと思っております。

道は、これまで、長期育成研修制度など、人材確保策をとってきていると承知していますが、ほかの研修等による人材育成とのすみ分けも必要と考えます。

どのように整理をして、学生や保護者にわかりやすく提示していくのでしょうか。また、入学希望者のニーズとのマッチングをどのように進めるお考えか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 林業木材課長岡嶋秀典さん。

○岡嶋林業木材課長 ほかの研修とのすみ分けなどについてであります。道では、北海道森林整備担い手対策基金を活用し、林業就業者のキャリアアップを図るため、関係団体が取り組む研修に支援しているところであり、今後、新規就業者などが知識や技術を習得する場となる林業大学校の設立に向けて取り組む中で、就業の前後で一貫した教育、研修を行う体制の構築や、連携したカリキュラムを検討する考えであります。

また、農業高校の森林科学科の生徒などに対し、卒業後の進路についての意向を把握するとともに、入学を希望する方に、林業大学校の教育内容や学生生活のサポート、就業対策などの情報を提供する仕組みなどについて検討を進めてまいる考えであります。

以上であります。

○佐野弘美委員 農業高校や既にある制度と連携することで、豊かな卒後教育やサポートが実現できると思っておりますので、学生にとってよりよい進路選択のための仕組みについての検討もぜひ進めていただきたいと思っております。

【第3分科会 3月13日 第2号】

次に、リスク管理についてですが、林業現場では、高性能林業機械の導入や安全管理の徹底などにより、労災も減少していますが、厳しい自然の中で、特殊な技能、技術を要する作業もあり、徹底した安全管理が求められます。

リスク回避、保険等、安全のための教育と支援が必要と考えるところですが、どのように取り組むおつもりか、お答えください。

○岡嶋林業木材課長 労働災害の防止に向けた教育についてであります。林業は、急峻な地形や悪天候など、自然条件の影響を受けやすい厳しい労働環境のもとで、木材の伐採や集材といった危険を伴う作業が多く、林業労働災害の発生は、他産業に比べて高い水準にあります。

こうしたことなどを踏まえ、道では、基本構想におきまして、間伐など森林づくりの実践力の習得をカリキュラムの柱に位置づけたところであり、労働安全衛生に取り組む企業との連携協力のもと、チェーンソーや高性能林業機械などの安全かつ効率的な操作方法など、確かな技術を身につけ、全道各地の森林で実践するカリキュラムなどについて検討を進めてまいる考えであります。

以上でございます。

○佐野弘美委員 労災をなくすという面でも教育は重要です。ぜひ、検討を進めていただきたいと思えます。

学生募集についてです。

1学年が40名で、性差を問わず、高卒から40歳以下まで、異年齢で多様な経歴の人材に対して募集をかけることになると思いますが、学生募集が最も肝要なことであると考えます。

学生募集の取り組みについてどうお考えでしょうか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 林務局長佐藤卓也さん。

○佐藤林務局長 学生の募集についてであります。道では、林業労働者数の推移や、伐採、植林などの事業量等を勘案し、1学年の定員を40名程度としたところであり、新たに就業する方はもとより、林業・木材関連企業などで働き、改めて知識や技術の習得を目指す方、道内の関連企業への就業意欲がある多くの方に、林業大学校に入学していただく必要があると考えております。

このため、道といたしましては、林業大学校の特色あるカリキュラムや、企業等と連携した就業促進の取り組み、さらには、学生生活をサポートする体制などを検討し、本道の森林や林業・木材産業の優位性などとあわせて、道内外に広く発信するなど、学生の確保に向けて取り組んでまいる考えであります。

以上でございます。

○佐野弘美委員 学生の確保に向けて、広く発信することはとても大切だと思います。やる気のある人に多く入学してほしいと願うところでもあります。

そこで、授業料等の負担について伺います。

若年層においては、非正規労働の就労が多く、進学のための学費の準備に困難な例もあると想

定されますが、意欲ある人材を養成していく上で障壁となつてはならないと考えます。

入学金、交通費、授業料のほか、遠隔地就学に要する経費や、実習にかかわる交通費、宿泊費などへの支援が必要と考えますが、どのように支援していくお考えか、伺います。

○大澤林業振興担当課長 授業料等についてであります。国では、緑の青年就業準備給付金事業により、授業料や入学金など、学生生活に必要な費用の負担軽減を図るため、林業大学の学生などに対して、1人当たり、年間に最大で150万円を給付する取り組みを進めているところであります。

道といたしましては、今後、入学を希望する方や保護者の方に対し、給付金事業の概要、給付要件などの周知に努め、活用を促す取り組みを検討するほか、学生生活をしっかりとサポートできるよう、地域との連携のもと、住居や宿泊施設の確保などについてもあわせて検討を進める考えでございます。

以上でございます。

○佐野弘美委員 せつかくの制度でありますから、必要な方に届くよう、しっかり周知をするとともに、お金のことで、せつかくの学ぶ機会を諦めることがないように、前向きに検討されることを求めていると思っております。

農業高校の森林科学科から林業への就業は3割にとどまっており、学生のニーズを捉えた対策が必要と考えます。これは、これまでも同僚の議員から指摘をしてきたところです。

林業大学の卒業後、就業へ確実につないでいくために、どう取り組むおつもりか、部長にお聞きしたいと思います。

○川澄宗之介副委員長 水産林務部長幡宮輝雄さん。

○幡宮水産林務部長 卒業後の就業についてであります。道では、林業大学において、林業・木材産業の専門的な知識や実践的な技術を習得した人材を育成することとしており、卒業生が、全道各地の企業等で即戦力として活躍し、将来にわたり森林づくりを支え、地域の活性化にも貢献できるよう取り組むことが必要と考えております。

このため、道としては、就業先の確保に向けて、企業などとの連携協力によるマッチングを行う枠組み、さらには、道内12地域で設立されている、担い手確保に向けた協議会と連携したインターンシップの実施について検討を進めるなど、林業大学で学んだ学生が、夢と希望を持って就業し、地域の林業・木材産業の中核となる人材として活躍できるよう取り組んでまいります。

以上です。

○佐野弘美委員 ただいま、決意をお答えいただきました。

北海道の森林を守り育て、1次産業である林業の発展に資すること、また、従事する人が活躍することで、地方創生、地域の活性化にもつながるなど、林業大学に期待される役割は非常に大きいと思っておりますし、これからも注目していきたいと思っております。

先日、森林・林業関係者からお話を伺いましたが、森林は、海とつながり、昆布を育て、さらに多くの海の幸を私たちにもたらしてくれます。養殖漁業を初め、同じく1次産業である漁業を

【第3分科会 3月13日 第2号】

支えているという意味でも大変重要であります。道におかれましては、林業大学校を初め、そのほかの種々の施策にもしっかりと取り組み、発展させていただきたいということを申し上げます。

次に、アイヌの伝統漁法の伝承について伺います。

河川へ遡上したサケについては禁漁とされていますが、伝統的な儀式や漁法の伝承などは知事の許可が必要と承知しています。

許可のために、どのような書類や手続が必要か、お答えください。

○川澄宗之介副委員長 サケマス・内水面担当課長杉西紀元さん。

○杉西サケマス・内水面担当課長 伝統漁法などに関する許可手続についてであります。河川におけるサケの採捕につきましては、水産資源保護法で禁止されておりますが、アイヌの伝統的な儀式や漁法の伝承などを目的とする場合には、法に基づく北海道内水面漁業調整規則により、知事の特別採捕許可として認められているところでございます。

許可を受けるには、申請書のほか、理由書や、採捕を行う区域、漁具の図面、サケの採捕数量などの書類を添えて知事に申請することとしておりますが、公益社団法人北海道アイヌ協会が、各地域のアイヌ協会の要望を取りまとめ、一括して申請する場合は、添付書類の省略など、手続の簡素化を図っているところでございます。

以上でございます。

○佐野弘美委員 アイヌ協会に入っていれば、手続の簡素化ができることではありましたが、協会に入っていない人が取り残されるのではないかと危惧するところであります。会員でなくても手続をしやすいように、相談に乗ったり支援したりすることを一つの課題として指摘したいと思います。

次に、許可件数の推移についてです。

北海道の先住民族であるアイヌは、交易とともに、狩猟を糧としてきましたが、開拓使によって、農業を強制されたり、狩猟を禁止されたりした歴史があります。

市民団体等によるサケの放流により、都市部へのサケの遡上を確認され、アイヌの生活文化の再現として、マレツなどを使ったサケの採捕など、伝統漁法の伝承に各地で取り組まれていると承知しています。

許可件数はどのように推移しているのでしょうか、伺います。

○杉西サケマス・内水面担当課長 許可件数の推移についてであります。アイヌ協会等が行う、伝統漁法の伝承などを目的としたサケの採捕につきましては、昭和61年から特別採捕許可を行っており、許可件数は徐々に増加し、平成15年に7件、20年に9件、25年以降は年間で12件程度となっております。

以上です。

○佐野弘美委員 各地で取り組まれているとのことのお答えでした。

こうした事業は、本道の歴史、文化の継承として歓迎すべきものと考えるところです。

今後も、こうした許可によって、サケの伝統的な漁法が次の世代につながっていくことは大切

と考えます。今後、どのように対応していくお考えか、伺います。

○杉西サケマス・内水面担当課長 今後の対応についてであります。道では、これまでも、アイヌの方々が行う、伝統的な漁具などを使用した河川でのアキサケ採捕の許可を行ってまいりましたが、平成17年に、国の認可を受け、道の調整規則を改正し、伝統的な儀式や漁法の伝承、これらに関する知識の普及啓発を特別採捕許可の目的の一つに位置づけたところでございます。

道といたしましては、今後とも、許可申請手続などで必要な助言を行うなど、適切に対応してまいり考えでございます。

以上でございます。

○佐野弘美委員 先ほど申しあげましたアイヌ協会に入っていない人も含めて、こうした歴史や文化の継承がされるよう、今後も、ニーズに対応した適切な支援を求めておきたいと思っております。

最後に、国直轄事業計画の変更に関する記録の作成、保存等について伺います。

国直轄事業費は道負担を伴うため、道は、国に対して十分な説明を求めることになっていると承知しています。

また、開発局の高コスト体質が問題と指摘されていることもあり、昨年、第4回定例会の一般質問で、同僚議員から、建設部に対して、直轄ダム事業における計画変更に伴う交渉経過について、記録の作成、保存が必要と指摘したところであります。

そこで、今般、水産林務部にも伺います。

直轄漁港における計画変更についてですが、過去3年間の直轄漁港における計画変更はどのような内容で、当初計画と比べて変更後の事業費がどうなっているのか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 漁港漁村課長 苫米地庄吾さん。

○苫米地漁港漁村課長 直轄漁港の計画変更についてであります。国が整備しております直轄漁港における、平成27年度から29年度までの計画変更は4件となっており、その主な変更内容としましては、衛生管理の高度化のための屋根つき岸壁の整備の追加や、漁港内の静穏対策としての防波堤の延長、利用漁船の大型化などに対応した岸壁の改良や港内のしゅんせつ、大規模災害に備えるための耐震岸壁の整備や防波堤の改良などとなっており、変更後の事業費は、当初計画と比べ、合わせて約96億円の増額となっております。

以上でございます。

○佐野弘美委員 そのような増額を伴う計画変更に当たって、妥当性を検証することは重要であると考えます。

道における検討経過、開発局とのやりとりなどはどのようになっているのか、また、その記録は、どのように作成、保存されているのでしょうか、お示しください。

○苫米地漁港漁村課長 計画変更の協議などについてであります。直轄漁港の計画変更に当たりましては、国と道が、事前に、地域のニーズや実態などを踏まえて、必要性や妥当性について協議を行っているところであります。

道では、協議に当たり、個々の計画変更の検討に必要な、漁業情勢や気象の変化など、変更す

る理由や、現地の状況写真、変更前後の図面や事業規模などを確認し、判断を行うこととしており、協議の結果は、文書として作成し、保存しております。

以上でございます。

○佐野弘美委員 協議の結果について、関係する資料とともに、公文書として保存されているとのことでした。

公文書は、行政をチェックする上で重要な役割を果たすだけでなく、国民が主権者として持つ知る権利を保障するという、まさに民主主義の根幹をなす重要な役割を果たすものと考えます。

公文書、行政文書の管理が課題となっている中、国、道は新しい対応をとっていると承知しております。

それらを受けとめ、今後とも、適正な公文書の作成、保存等の管理に取り組むべきと考えますが、部長の認識と決意を改めて伺います。

○幡宮水産林務部長 公文書の適正な管理についてでございますが、公文書は、道の施策等の意思決定過程を記録するなど、重要なものであり、文書管理関係諸規程などにおいて、作成や保存の取り扱いが詳細に定められていることから、個々の職員はもとより、組織として、これらの規定等を遵守し、適正な管理に努めなければならないものと認識をしております。

道におきましては、昨年末、関係部局から、改めて、公文書の管理の適切な実施についての通知が発出されたところであり、また、国においても、行政文書の管理を一層適正に行うため、行政文書の管理に関するガイドラインが改正されたと承知をしております。

水産林務部としては、関係部局と連携し、今後とも、公文書の適切な管理に努めてまいります。

以上です。

○佐野弘美委員 今後とも、公文書の適切な管理に努めてまいるとお答えいただきました。引き続き、道民に説明できる公平公正な業務に取り組んでいただきたいと申し上げまして、最後に、確認だけさせていただきたいと思います。

今回、リニア中央新幹線の建設工事に関連して、4社に談合の疑いがあると報道等がされています。

水産林務部発注の工事において、この4社の、今年度を含む過去5年間の受注実績はあるのでしょうか、伺います。

○川澄宗之介副委員長 総務課長黒澤政之さん。

○黒澤総務課長 建設工事の受注状況についてでございますが、水産林務部所管の、今年度を含む過去5カ年の全ての水産土木工事及び森林土木工事について確認したところ、リニア中央新幹線の建設工事に関連して報道等がなされている4社の受注実績はありません。

以上でございます。

○佐野弘美委員 終わります。

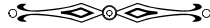
○川澄宗之介副委員長 佐野委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって、水産林務部、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会並びに内水面漁場管理委員会所管にかかわる質疑並びに質問は終結と認めます。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時26分休憩



午後2時47分開議

○村木中委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告をさせます。

〔神澤主査朗読〕

1. 議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、佐野弘美議員、村田憲俊議員の委員辞任を許可し、宮川潤議員、大崎誠子議員を委員に補充選任し、第3分科委員に補充指名した旨、通知がありました。

1. 農政部所管審査

○村木中委員長 これより農政部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

清水拓也君。

○清水拓也委員 最初に、農業分野における労働力問題について、順次伺います。

現在、国では、働き方改革の議論が進められておりますが、道では、昨年10月に北海道働き方改革推進方策を策定し、とりわけ人手不足が課題となっている農業を初め、林業、水産業、建設業や製造業、さらには福祉分野などについて、現状と課題に対応する方向性を整理し、それぞれの分野における働き方改革を進めることとしております。

農業分野では、農家戸数の減少や高齢化が進行し、労働力不足が顕在化する中、農家出身者の新規就農の減少や、農家に対する、きつい、汚い、長時間労働といった労働環境の負のイメージなどの解消が課題に挙げられていますが、以下伺ってまいります。

初めに、働き方改革についてですが、北海道働き方改革推進方策では、農業分野におけるこのような課題に対して、どのような方向性で対応していこうとしているのか、伺います。

○村木中委員長 農業経営課長橋本真明君。

○橋本農業経営課長 農業分野における働き方改革についてであります。全国を上回るペースで人口減少や少子・高齢化が進行する中、道では、ワーク・ライフ・バランスの実現と人手不足の解消を図るため、昨年10月に北海道働き方改革推進方策を策定したところであり、この中で、人手不足が課題となっている農業などの業種について、現状と課題に対応する方向性を整理して

いるところがございます。

農業分野については、農家出身の新規就農者が減少傾向にあることや、男女の役割について固定的な意識が残っていること、特に、酪農、畜産では、労働の周年拘束性が強いことなどを課題とし、新規就農者の育成確保を初め、農業経営の法人化や、女性が活躍しやすい環境づくり、労働負担の軽減を図る地域営農支援システムの形成、さらには、スマート農業の推進などに取り組むことにより、農業分野における働き方改革を進めることとしているところがございます。

以上でございます。

○清水拓也委員 次に、地域における具体的な労働力不足の現状についてであります。本道の農業、農村において、農家戸数はこの20年間でほぼ半減しており、高齢化も、他府県ほどではないにしても、確実に進んでいる状況にあります。

地域では、労働力不足が、地域農業や農村コミュニティを維持する上でも大きな課題となっておりますが、こうした労働力問題については、それぞれの地域における地理的条件、農業形態などによって、不足する労働力の量や質といった労働需要の実態が異なります。

道では、地域によって異なる労働力不足の現状や労働需要の実態をどのように把握されているのか、伺います。

○橋本農業経営課長 地域における労働力不足の現状についてであります。道では、農村地域における労働力不足の実態を把握するため、平成27年度に、道内の109の農業協同組合を対象としたアンケート調査を実施したところがございます。

この結果によると、地域の雇用労働力に対する認識については、31%の農協が「地域農業継続のため深刻な課題となっている」と、65%の農協が「地域の課題であると認識」と回答しており、道内のほとんどの地域で労働力不足が課題になっているところがございます。

また、経営形態別には、稲作では春の田植え期で、畑作では春の植えつけ期と秋の収穫期で、野菜作では春から秋までの生育期間で、酪農、畜産では年間を通じて、それぞれ労働力が不足しているとの回答があり、経営形態により、労働力が必要となる時期や期間が異なっているところがございます。

以上でございます。

○清水拓也委員 働く側 ―― 求職者の農業への就業の意向について、道ではどのように把握しているのか、伺います。

○橋本農業経営課長 求職者の農業への就業意向についてであります。道では、平成27年度に、一般求職者を対象として、職業としての農業に対するイメージや農業への就業意思などを把握するためのアンケート調査を実施したところがございます。

その結果、農業に対しては、「体力がないとできない」との回答が73%、「汚れる作業がある」が72%、「定期的な休みが取れない」が66%など、就業環境にマイナスのイメージを持つ方が多かったところがございます。

また、農業への就業意思については、「就職・転職先の第1候補」との回答が2%、「就職・

転職先の候補の1つ」との回答が5%であった一方で、「条件によっては考えてもよい」との回答が21%あり、その求める条件として、給与や福利厚生、労働負荷の軽減、休日、休暇の確保といったことが挙げられていることを踏まえますと、こうした就業環境の改善を図っていくことが必要と考えております。

以上でございます。

○清水拓也委員 地域における労働力不足に対応した基本的な取り組みとしては、後継者、新規参入者といった新規就農者やパート従業員の確保、さらには、障がい者の雇用労働力を見込んだ農福連携の動き、これらも含めて、直接的な労働力をいかに確保するか、あるいは、限られた労働力について、例えば、機械化やICT、業務の外部委託などをうまく活用しながら、いかに効率的に使っていくかに尽きるというふうに考えます。

そこでまず、新規就農者やパート従業員など、直接的な労働力の確保に向けて、道では具体的にどのように取り組んでいるのか、伺います。

○村木中委員長 農業経営局長渡邊顕太郎君。

○渡邊農業経営局長 新規就農者など、労働力の確保についてであります。道では、就農を志す方々を積極的に受け入れ、将来を担う農業者として育成確保していくため、就農希望者への情報提供、相談対応のほか、農業大学校における実践的な研修、教育の実施や、農業改良普及センターによる技術・経営指導、就農前後の所得を確保する資金の交付や無利子の融資など、就農促進を図る幅広い取り組みを推進していることに加えまして、農業経営の法人化や、企業と地域農業との連携への支援、農作業を請け負うコントラクターや酪農ヘルパーの育成などを通じて、多様な担い手の育成確保に努めているところでございます。

また、関係機関・団体や関係部とも連携しながら、地域における雇用労働の実態の把握、求職者に対する意識調査を初め、優良事例の収集、発信や、農業者への就労環境改善の働きかけなど、農業、農村における雇用労働力の確保に向けた取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○清水拓也委員 道が実施している、農業分野における労働力確保に向けた取り組みの中で、とりわけ農福連携については、今年度から新たに事業を創設し、労働力を必要とする農業側と、それを供給する福祉側とのマッチングを行い、互いのニーズを満たしながら、農業側の労働力確保につなげる取り組みを進めていますが、その具体的な取り組み内容と成果について伺います。

○橋本農業経営課長 農福連携についてであります。農福連携を円滑に推進していくためには、農業側と福祉側が、双方の現状や課題などについて理解を深めていくことが何より重要と認識しております。

このため、道では、今年度、国、道の関係部局や農業関係団体から成る連絡会議を設置し、それぞれの取り組み状況や優良事例等の情報共有を図っているほか、福祉施設が生産した農産物などを販売する農福連携マルシェや、福祉事業者を対象とする農業技術の取得機会の提供、農業関係者を対象とする理解醸成のためのセミナーの開催など、農福連携に向けた取り組みを推進して

きたところでございます。

セミナーでは、農業者などから、具体的なマッチングに向けた関心が示されたほか、セミナーをきっかけに、関係機関・団体による推進に向けた動きが見られるなど、地域における農福連携に対する機運が高まってきているものと考えております。

以上でございます。

○清水拓也委員 地域における労働力問題について、道の取り組みなどを中心に、いろいろとお伺いいたしましたが、改めて、労働力不足については、地域の農業、農村の維持発展を図る上で、しっかりと取り組んでいかなければならない課題であると再認識したところであります。

道における働き方改革に向けた動き、また、労働力問題に関する地域それぞれの実情などを踏まえ、道として、労働力不足の問題をどのように受けとめ、今後、どう取り組んでいく考えか、伺います。

○村木中委員長 農政部長小野塚修一君。

○小野塚農政部長 労働力の確保に向けた今後の取り組みについてでございますが、農家戸数の減少や高齢化が進行する中、本道の農業、農村が持続的に発展していく上で、担い手や労働力の確保は極めて重要な課題であると認識しております。

このため、道といたしましては、引き続き、多様な担い手の育成確保はもとより、雇用労働力の確保に向けた取り組みや農福連携といった施策を着実に推進することとしており、とりわけ、新年度からは、青年農業者との交流会による、普通高校生など非農家出身の若者への就農意欲の喚起や、主婦、高齢者といった潜在労働力の就業の推進など、農業を職業として選択してもらうための取り組みを強化するなど、今後とも、関係機関・団体と一体となって、農業の担い手や労働力の確保に積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○清水拓也委員 次に、小麦の生産振興についてですが、道では、「麦チェーン」運動を展開し、「ゆめちから」を中心とした道産小麦の安定供給に向けた取り組みを進めるとともに、道産小麦の付加価値の向上と地産地消を推進してきていますが、新たに、TPP11などへの対応が必要になります。

TPP11や日EU・EPAによる北海道への影響試算では、国際貿易制度が維持され、輸入の増加は見込みがたいとしておりますが、TPP11では、国産小麦の価格低下や経営安定対策の財源の減少が懸念され、日EU・EPAでは、パスタ、菓子などのEU産小麦製品の輸入増加や価格低下により、国産小麦製品への影響が懸念されていることから、道産小麦の生産振興について、何点か伺います。

道産小麦は、畑作経営において、輪作体系の維持や経営所得の確保に向けて重要な品目ですが、近年の作付面積や収量、品種などの状況はどのようになっているのか、伺います。

○村木中委員長 農産振興課長桑名真人君。

○桑名農産振興課長 小麦の生産状況についてであります。小麦の作付面積については、平成

29年産では12万1600ヘクタールとなっており、20年産の11万5700ヘクタールと比べて、5900ヘクタール増加しております。

また、10アール当たり収量につきましては、平成23年産から、従来の「ホクシン」よりも多収な「きたほなみ」の作付に切りかわったことなどにより、29年産は500キログラムとなっており、20年産の468キログラムと比べて増加しております。

このことから、全道の収穫量は、平成29年産が60万8000トンとなり、20年産の54万1500トンと比べて、6万6500トン増加しております。

また、品種などの状況につきましては、平成28年産は、日本麺用で秋まきの「きたほなみ」が9万2185ヘクタールと全体の75%を占め、次いで、パン・中華麺用で春まきの「春よ恋」が1万3328ヘクタールと全体の11%、また、22年産から新たに作付が始まった秋まきの「ゆめちから」が1万1787ヘクタールと全体の10%となっており、近年、パン・中華麺用小麦の作付面積が増加しております。

以上でございます。

○清水拓也委員 多くの畑作農家にとって、小麦の安定生産により一定の所得を確保していくことが重要であり、特に小麦は、畑作生産の中で最も収穫が早い作物であり、一年の農家経営を左右すると言っても過言ではありません。

小麦の所得確保に向けては、TPP11によって、経営安定対策の財源の減少が懸念されるところであり、何よりも、小麦の安定生産を持続し、所得の確保につなげることが重要と考えますが、今後、どのように取り組んでいく考えか、伺います。

○村木中委員長 生産振興局長宮田大君。

○宮田生産振興局長 小麦の安定生産などについてであります。本道の畑作農業が、安全で良質な食料を生産し、基幹産業として地域経済を牽引する中、小麦は、主要な輪作作物として大切な役割を果たしており、収量と品質の両面から、安定生産を図っていくことが重要となっております。

このため、道といたしましては、適正な輪作体系の維持確保を基本に、需要に応じた小麦生産に向けた取り組みを進めるほか、農地の排水対策などの生産基盤の整備や新たな品種の開発、ICTを活用した省力的な生産技術の普及などを総合的に推進し、小麦の安定生産と所得の確保に努めてまいりたいと考えております。

○清水拓也委員 次に、消費拡大対策についてですが、道産小麦の安定生産に向けては、需要拡大が何よりも重要ですが、道では、道内で加工、消費される小麦を、外国産から道産小麦へ転換する「麦チェン」運動を積極的に進めてきておりますが、これまでの取り組み内容とその成果について伺いたいと思います。

○村木中委員長 6次産業化担当課長野口正浩君。

○野口6次産業化担当課長 「麦チェン」の取り組みについてであります。道では、道産小麦の地産地消を推進するため、これまで、パン用や中華麺用の小麦の生産拡大を図るとともに、生

産から加工流通、消費に至る関係者と連携し、新商品の開発、「麦チェン」フェスタの開催、道産小麦を利用するベーカリー、外食店といった「麦チェン」サポーター店の登録拡大や、「麦チェン」ロゴマークの利用促進などに取り組んできたところでございます。

こうした取り組みを通じ、道産小麦の利用割合、いわゆる「麦チェン」率は、平成28年度に、目標とする5割を超え、54%になるとともに、本年2月末で、サポーター店の登録が408店舗に、パンなどへのロゴマークの表示が130商品に増加するなど、道産小麦の利用は着実に広がっていると認識しているところであります。

以上でございます。

○清水拓也委員 これまでの「麦チェン」の取り組みにより、道産小麦の地産地消が浸透してきているほか、最近、全道各地で、地場産の小麦を生かした付加価値の高いパンやパスタづくりなどが展開されております。

「麦チェン」の取り組みを、道内消費の拡大だけでなく、地域経済の振興にもつなげていくことが重要と考えますが、道の認識を伺います。

○村木中委員長 食の安全推進局長西英機君。

○西食の安全推進局長 「麦チェン」の展開についてであります。道内では、十勝管内のパン職人が、農業者や製粉会社など、地域の関係者と一体となって、オリジナルの「十勝パン」を新たに作る取り組みや、留萌管内でのみ生産される希少な品種からつくられた小麦粉やパスタを「ルルロツソ」として商標登録し、地域の特産品として全国に発信する取り組みなど、地場の小麦を生かしたさまざまな取り組みが展開されており、地域経済の振興にもつながっているところでございます。

また、小麦商品である菓子類や麺類の輸出が増加傾向にあるとともに、道内の菓子メーカーの海外進出といった動きも見られており、道といたしましては、こうした動きを的確に捉え、「麦チェン」を、これまでの道内消費の拡大に加え、付加価値が高い道産小麦の商品づくりや販路拡大などの取り組みにも広げていく必要があるものと認識しております。

以上です。

○清水拓也委員 道産小麦は、本道の農業経営を支える重要な基幹作物であるとともに、国内で消費される小麦製品の大部分を海外からの輸入に依存する中で、国内自給率を高めるためにも重要な役割を担っているものと認識しております。

また、道産小麦による付加価値が高い加工品づくりを進めることで、地域経済の振興にもつながっていくことが期待されておりますが、道では、今後、「麦チェン」運動にどのように取り組んでいく考えか、伺います。

○村木中委員長 農政部食の安全推進監森田良二君。

○森田農政部食の安全推進監 「麦チェン」の今後の取り組みについてでございますが、小麦は、パンや麺、スイーツなど、さまざまな用途への活用が可能であり、生産、加工、流通等の関係者が一体となって、新たな商品の開発や販売などを促進することは、自給率の向上はもとよ

り、所得の向上、雇用の確保など、農村地域の活性化につながる重要な取り組みと認識をいたしております。

道といたしましては、引き続き、品質が高い道産小麦の安定供給を推進するとともに、地域の関係者の連携による小麦の消費拡大に向けた取り組みへの支援や、「麦チェン」サポーター店の一層の普及を図るほか、新たに、セミナーやコンクールの開催を通じて、パンやスイーツ等の商品力、付加価値を高める取り組みを展開し、国内外での競争力の強化や販路の拡大を促進してまいる考えであります。

以上でございます。

○清水拓也委員 次ですが、本道では、農家戸数の減少や高齢化が進行しており、農業の体質強化が急がれる状況となっております。

こうした中、国は、総合的なTPP等関連政策大綱の実現に向けた施策を初めとして、平成29年度補正予算で、農業農村整備事業費の1452億円が計上されたほか、新年度当初予算でも、対前年度比で104.1%の3211億円が措置されまして、今後、地域が必要とする農業・農村整備を計画的に推進できるものと期待されているところであります。

以下、農業基盤整備について伺います。

国は、平成29年度補正予算を含めた平成30年度の農業農村整備事業等関係予算について、全国で、前年度の予算総額の5772億円を上回る5800億円を措置したと説明しておりますが、北海道への措置状況はどうなっているのか、また、この予算措置についてどう評価しているのか、伺います。

○村木中委員長 農村振興局長藤田二君。

○藤田農村振興局長 農業・農村整備予算についてであります。平成30年度の全国の予算総額は、TPP等関連対策などの補正予算を含め、前年度を上回る5800億円が措置され、過去10年間の中でも最大規模となっております。

このうち、道の公共の補助事業分では、平成29年度補正予算は199億円、30年度当初予算は254億円が措置され、これらを合わせた予算総額は453億円となっており、前年度の434億円に比べて4.5%増となるなど、農業・農村整備関係予算総額では、おおむね地元要望に応えられるものと考えております。

以上でございます。

○清水拓也委員 地元要望に応えられる予算が確保され、地元農家からは、事業の早期実施を期待する声が寄せられております。また、建設業界からも、工事時期が集中すると、近年の人手不足から、技術者や作業機械などの確保が難しくなるため、早期の工事発注を求める声が多いところであります。

道は、農業農村整備事業の円滑な工事の実施に向け、どう取り組むお考えか、伺います。

○村木中委員長 技術管理担当課長大崎里志君。

○大崎技術管理担当課長 事業の円滑な執行に向けた取り組みについてでございますが、平成30

年度の農業・農村整備予算は、おおむね地元の期待に応えられるものとなりましたが、事業効果の早期発現のためには、現場技術者や作業機械などを確保するなどし、工事を円滑に進めていくことが極めて重要であると考えているところでございます。

このため、道としては、年間の工事情報の早期公表や発注規模の大型化、工事の早期発注を行うとともに、通年施行制度を積極的に活用した工事期間の平準化を図るなど、事業の円滑かつ着実な執行に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○清水拓也委員 一昨年8月の一連の台風による、空知、上川、十勝、オホーツク管内の農業被害においては、農家の方々が長年の営農によりつくり上げた肥沃な表土が広範囲にわたって流されるなど、深刻な被害が発生いたしました。

道では、関係機関と連携し、河川の掘削土を復旧工事に活用するなど、災害復旧工事を順調に進めてきておりますが、これまでの進捗状況と今後の見通しについて伺います。

○村木中委員長 農村整備課長芳賀是則君。

○芳賀農村整備課長 農地復旧の進捗状況と今後の見通しについてであります。平成28年8月の台風などにより被災した農地のうち、災害復旧事業を実施するものは、全道で496.4ヘクタールとなっております。

このうち、94%に当たります467.7ヘクタールの農地では、既に復旧工事が完了し、営農を再開できる状況となっており、残る28.7ヘクタールの農地につきましても、秋までには工事が完了し、ことしじゅうに全ての農地で営農を再開できる予定となっております。

また、農地の復旧工事に使用しております河川の掘削土や火山灰などは、農家の方々が長年かけてつくり上げた肥沃な土とは異なりますことから、道では、地元の関係機関・団体と連携して、土壌分析や作物の生育・収量調査など、継続的なフォローアップ調査を実施しており、その成果を活用しまして、農業改良普及センターの営農技術指導を通じた有機物の投入や、客土、暗渠排水などの必要な生産基盤の整備に取り組むなど、今後とも、被災された農業者の方々を積極的に支援してまいりたいと考えております。

○清水拓也委員 長年こつこつと土づくりをされていて、もとの表土に戻るにはまた何十年もの努力が要るといふことで、農家の皆様は非常に心配されておりますので、しっかりと対応していただきたいと思っております。

次ですが、TPP11や日EU・EPAなど、国際化が進展する中、北海道農業が持続的に発展していくためには、農業基盤整備による体質強化が不可欠であり、地元からは、引き続き、多くの整備要望があります。

今後の計画的な事業の推進に向け、道ではどのように取り組んでいくお考えか、伺います。

○小野塚農政部長 計画的な事業の推進についてでございますが、大規模で専門的な農業経営を主体とする本道において、農業基盤整備は、農作業の効率化、生産コストの低減、農作物の収量や品質の向上など、足腰の強い本道農業を実現する上で極めて重要であり、道では、農家負担を

軽減するパワーアップ事業を実施するなど、整備促進に取り組んでいるところでございます。

このような中、地域からは、農作業の大幅な省力化を図る圃場の大区画化や、高収益作物の生産拡大に必要な暗渠排水、自給飼料の生産性や品質の向上のための草地整備など、多くの整備要望が寄せられております。

道といたしましては、こうした地域からの整備要望を踏まえまして、当初予算を初めとした予算総額の安定的な確保に努め、農業・農村整備を計画的、効率的に推進し、TPPやEPA等を踏まえた新たな国際環境下においても、競争力のある力強い農業づくりに一層取り組んでまいります。

以上でございます。

○清水拓也委員 終わります。

○村木中委員長 清水委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

沖田清志君。

○沖田清志委員 私からは、大きく2点にわたってお伺いをしてまいりたいと思います。

まず、国際農業交渉についてでありますけれども、日EU・EPAが昨年12月に妥結しまして、TPP11も、アメリカを除く11カ国により、このたびチリで署名が行われ、いずれも2019年の発効を目指すなど、本道農業の崩壊に向けて、国際交渉が進んでいると言っても過言ではないと思うわけであります。

我が会派は、これまでも、TPP11や日EU・EPAは酪農家の将来に大きな影響を及ぼすと主張してきているわけでありまして、道も農家の皆さんも、我々と同じ認識であると理解してよいのか、まずはお伺いをいたします。

○村木中委員長 農業経営局長渡邊顕太郎君。

○渡邊農業経営局長 TPP11等による酪農への影響についてであります。日EU・EPAの大枠合意、TPP11の大筋合意を受け、道では、地域や関係団体などの御意見をお聞きしながら、本道農業への影響の把握に努めてきているところでございまして、牛乳・乳製品については、関税割り当て枠の設定、関税の削減などによる国内需給の緩和や価格の低下が懸念されると考えているところでございます。

また、こうしたことを踏まえ、道では、関係団体などと連携し、畜産クラスター事業などの体質強化対策、経営安定対策を初め、チーズ等の乳製品に関する対策や国内外への消費拡大対策など、本道農業の再生産を可能とする万全な対策を講ずるよう、国に対して強く求めてきたところでございます。

以上でございます。

○沖田清志委員 影響があるから国に対策を求めてきたということだと思いますけれども、実際に、ここ数年、酪農家は、毎年、200戸程度のペースで減少してきておりまして、一部、家族経営が法人化で集約されてはいるものの、この先、国際交渉がさらに進めば、酪農家の減少はますます加速することが危惧されるわけであります。

ひいては、地域の崩壊にもつながりかねないわけでありましてけれども、このまま推移すると、どの程度減少すると予想されているのか、お伺いをいたします。

○村木中委員長 畜産振興課長山口和海君。

○山口畜産振興課長 酪農家戸数の動向についてであります。本道の酪農家戸数は、農業従事者の高齢化や複数戸による法人化の進展などにより、減少が続いておりまして、近年では、平成19年の8310戸から、29年は6310戸と、10年間で2000戸減少しております。

こうした中、道では、一昨年3月に策定しました北海道酪農・肉用牛生産近代化計画において、目標年の平成37年度の生乳生産数量を400万トンに、乳牛の飼養頭数を80万2700頭に設定し、乳牛飼養農家戸数については5900戸を見込んでいます。

以上でございます。

○沖田清志委員 一昨年3月に近代化計画を策定した当時の状況と、まさにTPP11などが発効寸前の今の状況とでは、全く環境が違うというふうに思うのです。

10年間で2000戸減少しているのに、これから平成37年度までの8年間で410戸しか減らないというのは、ちょっと考えづらいと思うわけですが、このあたりの認識についてはどうでしょうか。

○山口畜産振興課長 農家戸数の減少の状況についてでございますが、道といたしましては、複数戸による法人化を進めたり、地域営農支援システムの確立を支援するなどして、農家戸数の減少スピードを少しでもおくらせていく、そういったことを今考えております。

以上でございます。

○沖田清志委員 その辺については、これから注視しなければならないと思うのです。計画にこだわることもいいのかもしれませんが、一年一年で環境が大きく変化するわけですから、随時見直すことは必要だと思います。周りをよく見た中で、今後、取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

次ですが、酪農家が減少する中、TPP11あるいは日EU・EPAが動き出せば、本道の農業、農村への極めて大きな影響が懸念されるのは、先ほどから申し上げているとおりです。

さらに、国際交渉の波にのまれ、離農に追い込まれてしまうのではないかとという危機感や不安の声が、地域から切実に訴えられてきているわけでありましてけれども、こうした中、TPP11、日EU・EPAに対して、道は賛成なのか反対なのか、改めて明確にお伺いをいたします。

○渡邊農業経営局長 TPP11及び日EU・EPAについてであります。道としては、昨年、国が公表した総合的なTPP等関連政策大綱及びTPP等関連予算には、これまで道が要請してきた内容がおおむね盛り込まれていると考えており、こうしたことを踏まえ、道の影響試算において、関税の削減等の影響で、価格低下による生産額の減少が生じるものの、国内対策により、引き続き、生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込んでいます。

協定の発効により、関税などは段階的に引き下げられ、長期にわたって対応が必要となること

から、道といたしましては、関係団体とも連携し、生産者や地域の方々の声などを踏まえ、本道への影響について継続的に把握するとともに、TPP11等を踏まえた新たな国際環境下においても、本道農業の再生産が可能となるよう、今後とも、必要な対策を国に求めていくなど、万全の対策を講じてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○**沖田清志委員** 国に要請していた内容がおおむね盛り込まれたということは、やはり、北海道が一番影響を受けるということのあかしだと思います。ぜひ、その上で、これからの取り組みを行っていただきたいと思うわけです。

国では、TPP等関連政策大綱に基づく予算として、3170億円を措置していますけれども、道は、国が措置した対策によって、道内の全ての酪農家がこうむる影響を抑えられると考えているのか、また、家族経営が主体となっている本道の実態の中で、対策が及ばない酪農家はいないと考えているのか、お伺いをいたします。

○**山口畜産振興課長** TPP11等の影響についてでございますが、TPP11や日EU・EPAが発効した場合、ソフト系チーズを初めとする乳製品の輸入枠の設定や関税削減などにより、国内需給の緩和や価格下落が生じるおそれがありますことから、国は、原料乳の低コスト・高品質化を初めとする国産チーズの振興策や、生産供給体制の強化を図る畜産クラスター事業などの体質強化対策、経営安定対策を講じることにより、酪農の競争力強化を推進することとしております。

特に、国産チーズの振興策は、我が国のチーズ向け生乳の98%を占める本道の生乳の品質向上に対する支援でありまして、抗生物質の迅速検査の実施など、7項目以上の取り組みを行い、一定以上の品質を確保した生乳を生産する全ての酪農家が対象とされております。

以上でございます。

○**沖田清志委員** 一定の取り組みをした酪農家が対象となるということでありまして。

道も、国と同様に、影響額試算では、関税削減等の影響で、価格下落による生産額の減少は生じるものの、国内対策により、国内生産量が維持されるとしているわけでありましてけれども、対策が及ばない酪農家は影響だけを受けることになると思うのです。その辺の所見をお伺いいたします。

○**村木中委員長** 生産振興局長宮田大君。

○**宮田生産振興局長** 酪農への影響についてであります。本道の酪農が、今後とも、我が国の牛乳・乳製品の安定供給や、地域の基幹産業としての役割を一層発揮していくためには、いかなる国際環境のもとにおいても、農業所得の維持向上を図り、その再生産が可能となるよう、対策をしっかりと推進していくことが重要であると認識しております。

このため、このたび措置された、原料乳の低コスト・高品質化を図る国産チーズの振興策を初め、畜産クラスター事業などの体質強化対策や経営安定対策を効果的に活用しますとともに、道といたしましても、チーズを初めとする道産乳製品の消費拡大や、工房チーズの品質向上などの

取り組みを展開することにより、本道酪農の競争力強化を推進し、酪農・肉用牛生産近代化計画に掲げる、平成37年度の生乳生産目標の400万トンの達成に向けて、力を尽くしてまいる考えでございます。

○沖田清志委員 対策はしっかりやっていただきたいと思うのですが、ある意味、今の国内対策は、大規模化を進める場合には支援を受けられる仕組みとなっていますが、小規模な家族経営の投資には利用しづらいという声が多く聞かれるわけでありまして。まさに、大規模経営ありきの政策誘導としか思えないわけです。

このような政策誘導は、結局、酪農家戸数を減らして、所得が減少し、生産量も減り、悪循環をもたらすと考えるわけですが、道では、こうした状況をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○宮田生産振興局長 小規模酪農家への支援についてですが、今般、国が措置した酪農の競争力強化対策は、生乳の品質向上に取り組む全ての酪農家を支援対象とする国産チーズへの支援策を初め、畜産クラスター事業においても、家族経営をサポートする地域営農支援システムの整備や、複数戸による法人化などの取り組みのほか、経営規模の拡大を伴わない施設整備等に対しても支援が可能な国産チーズ振興枠が新設され、高品質な生乳生産により経営維持を志向する小規模酪農家の取り組みにも活用できることとされたところでございます。

さらに、平成29年度当初予算で創設された、いわゆる楽酪事業におきましては、家族経営における搾乳ロボットなどの機械の導入のほか、既存のつなぎ飼料牛舎における搾乳や給餌作業の負担軽減を図る、ミルカー搬送装置、自動給餌機といったものの整備も可能となっているところでございます。

道といたしましては、これらの施策の効果的な活用に加えまして、酪農経営の円滑な継承を進める農場リース事業などの新規就農対策や、家族経営をサポートする酪農ヘルパー、TMRセンター、哺育・育成センターといった地域営農支援システムの確立を支援することによりまして、多様な酪農経営の維持発展を促進し、農業所得の確保と生乳生産の拡大に努めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○沖田清志委員 しっかりとした取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

国際農業交渉に関しては最後の質問になりますけれども、TPP11、日EU・EPAについて、国は、生産効率化等の対策を講ずれば、農業者の所得は減らず、生産量も減らないと説明しているわけでありまして。

畜産クラスター事業や楽酪事業は、体質強化のために重要でありますけれども、国際交渉の有無にかんにかかわらず、基盤整備とあわせて強く推し進めていかなければならないものであります。

また、生産効率化等の対策は、農業者の自助努力を求めるものでありまして、全ての酪農家が効率化を進めていくことは難しく、力尽きる農家が相次ぎ、農村の衰退や地域の崩壊が現実のも

のとならないか、非常に懸念をしているところであります。

高齢化や担い手がない酪農家など、さまざまな状況があるものと承知はしておりますけれども、国際化の進展によって離農に追い込まれることだけは絶対に避けなければならないと考えます。

国際交渉の実行については、道は断固として反対することを訴えるべきと考えますが、部長の所見をお伺いいたします。

○村木中委員長 農政部長小野塚修一君。

○小野塚農政部長 国際交渉への対応についてでございますが、本道の農業は、安全、安心で良質な農畜産物を安定的に供給するとともに、基幹産業として、関連産業と結びつき、地域の経済や社会を支える重要な役割を担っており、このような本道農業が、いかなる国際環境下においても、その再生産が可能となり、持続的に発展していくことが何よりも重要であると考えております。

このため、道といたしましては、地域の実情や意向を十分に踏まえながら、酪農、畜産などの生産・供給体制の整備はもとより、生産性の向上に向けた農地等の基盤整備や、国産チーズの品質向上、農畜産物の国内外への販路拡大など、本道の農業、酪農の競争力強化に向けた施策の展開に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○沖田清志委員 部長から、決意も含めて述べられたわけであります。

確かに、担当の職員は、一生懸命、取り組みを進められていることと思います。ただ、今のやりとりだけでは、農家が抱える不安は払拭されないというふうに思いますので、国際農業交渉に関しては、改めて知事に直接お伺いをしたいと思います。委員長のお取り計らいをお願いいたします。

次に、国際競争力を高めるための手法の一つでもあるGAPについてお伺いをしてまいります。

午前中の水産林務部所管審査でも、我が会派の委員が多少触れさせていただきました。2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック大会において、道産農産物を供給食材として納入できるということは、これから、北海道のアピールにもなりますし、輸出の拡大に向けても効果があると考えられるわけであります。

それで、以下伺ってまいります。

まず、東京大会は、持続可能性をキーワードに、大会全体の運営の準備が進められてきておりまして、さまざまな物品やサービスの調達においても、持続可能性に配慮した調達を行うこととされておりますけれども、東京大会に食材を提供するためにはどのような要件があるのか、お伺いをいたします。

○村木中委員長 食品政策課長瀬川辰徳君。

○瀬川食品政策課長 東京オリンピック・パラリンピック競技大会への食材の供給の要件について

てでございますが、大会組織委員会が昨年3月に公表いたしました、東京大会への食材調達基準では、農産物につきましては、異物混入の防止や農薬の適正使用などによる、食材の安全の確保、適切な施肥や廃棄物の適正処理などによる、環境と調和のとれた農業生産活動の確保、農作業事故の防止などによる、作業者の労働安全の確保の三つの要件により生産された農産物であることが必要とされまして、これらの要件を満たす方法といたしまして、JGAPやグローバルGAPなどの第三者認証GAPの取得が要件として示されているところでございます。

○**沖田清志委員** そこで、道では、新年度予算に、東京大会で使用される食材の要件であるGAP認証取得を推進するための予算を盛り込んでいるわけでありまして、GAPの取得に向けてどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○**瀬川食品政策課長** 新年度の予算についてでございますが、道では、GAPの認証取得を促進するため、新規事業といたしまして、GAP実践レベルアップ事業を創設したところでございます。

この事業では、普及指導員にGAP指導員資格を取得させ、農業者等への現地指導を行いますとともに、農協の職員等への研修会を開催するほか、農業者等が国際水準のGAP認証を取得するために必要な経費を支援いたしまして、本道への導入を推進することとしてございます。

以上でございます。

○**沖田清志委員** 今は、まず、導入に向けて力を入れているというふうに思うのですが、これは継続して行っていく事業だと思しますので、取得後の指導についても、今から頭に入れて取り組みをされるよう要請しておきたいと思っております。

次に、本道では、全国の4分の1を占める広大な土地資源を生かして、さまざまな農産物を生産しているわけでありまして、東京大会にはどのような農産物を供給しようとしているのか、お伺いをいたします。

○**村木中委員長** 食の安全推進局長西英機君。

○**西食の安全推進局長** 食材の供給についてでございますが、道では、関係者が連携して、東京大会への道産食材の供給を推進するため、昨年6月に、農林水産業の団体の方々と協議会を立ち上げるとともに、食材調達の要件とされている第三者認証GAPを取得している農場等を調査し、全国でトップクラスの生産量を誇る米や小麦、バレイショなど、34の品目を供給可能食材リストとして取りまとめ、組織委員会やスポンサー企業などにPRしてきたところでございます。

道といたしましては、今後とも、新たな品目を随時追加するなど、食材リストの充実を図りながら、関係団体と連携し、大会関係者に対して、道産食材の活用について積極的に働きかけてまいります。

以上です。

○**沖田清志委員** 東京大会まで、あと2年余りということですが、皆さんも御承知のとおり、農産物は、工業製品などのように、即、供給できるものではないわけでありまして。

また、農産物の生産は天候にも左右されるところでありますけれども、食材の納入決定までの

プロセスはどのようになっているのか、納入決定の時期はいつごろなのか、お伺いをいたします。

○瀬川食品政策課長 食材の納入についてでございますが、大会組織委員会では、東京大会における飲食の提供業務を、ケータリング事業者などの外部の事業者へ委託することとしてございまして、来年度中に委託事業者を決定し、翌平成31年度に、メニューの決定や運営の具体化等の準備を進めていくと聞いてございまして、委託事業者による正式な食材の納入決定時期につきましては、その後になると見込まれるところでございます。

一方で、委託事業者は、組織委員会の意向なども踏まえながら、調達可能な食材を事前に調査、選定していくものと想定されることから、道産食材を早期にPRしていくことが重要と考えているところでございます。

以上でございます。

○沖田清志委員 あと2年という中で、今はまだ、ケータリング事業者などの外部の委託事業者が決まっていないとのことなのではございますけれども、いずれにしても、時間がないわけでありまして、決定次第すぐ、こういった動きがとれるような形で体制を整えていただくことを求めていると思っております。

それで、GAPは、農業生産工程管理というふうに訳されていまして、この認証取得は、東京大会への供給にとどまらず、輸出拡大にもつながるわけでありまして。

道は、GAP認証の取得を推進することでどのような効果があると認識し、また、今後、どのように取り組みを進めていこうと考えているのか、お伺いをいたします。

○村木中委員長 農政部食の安全推進監森田良二君。

○森田農政部食の安全推進監 GAP認証の取得についてでございますが、GAPは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組みであり、安全な農産物の供給や経営の改善などが図られますとともに、消費者の信頼の確保や競争力の向上、さらには輸出の拡大にもつながる重要な取り組みであると認識をいたしております。

道といたしましては、農業団体との連携のもと、普及指導員のGAP指導員資格の取得などによる指導体制の強化や、認証取得経費への支援などによる農業者の負担軽減などに取り組み、国際水準GAPの導入による安全、安心な農産物の安定的な生産を推進し、東京大会への道産食材の供給や国内外への販路の拡大を図ってまいります。

以上でございます。

○沖田清志委員 GAPのことについても、率直に、押し進めていただくように質問をしているのですけれども、中身的には、大規模経営者のための施策かなと感じざるを得ないのです。

ぜひ、全ての対策において、小規模経営者の方々にもきちんと行き届くような施策展開をくれぐれもお願い申し上げまして、私からの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

【第3分科会 3月13日 第2号】

○村木中委員長 沖田委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村木中委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

明3月14日の分科会は午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時48分散会